

川根本町地域防災計画

資料編

平成28年3月

川根本町防災会議

目次

番号	名称
1-2-1	防災関係機関一覧
2-1-1	IP告知放送システム通信施設一覧
2-1-2	デジタル防災行政無線(移動系)グループ表
2-1-3	デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧
2-1-4	衛星携帯電話整備一覧
2-1-5	特設公衆電話設置場所一覧
2-8-1	自主防災組織一覧
2-8-2①	自主防災組織所有資機材一覧
2-8-2②	救護要請表示シート保有状況
3-2-1	災害対策本部組織図
3-2-2	職員の体制及び配備基準
3-2-3	災害対策本部事務分掌
3-3-1	消防団組織図
3-3-2	消防団出動区分表
3-4-1	気象等の予報及び警報の種類と発表基準
3-4-2	災害救助法の適用基準・被害程度の認定基準
3-5-1	災害時広報文
3-6-1	災害救助法費用限度額
3-7-1	避難地(災害時に一時的に避難できる施設・場所)
3-7-2	避難所(災害時に避難生活を行う場所)
3-7-3	福祉避難所一覧
3-12-1	応急仮設住宅建設候補地一覧
3-13-1	町内医療機関・歯科医院・薬品取扱業者一覧
3-16-1	遺体収容予定場所
3-17-1	がれき・残骸物仮置場
3-19-2①	ヘリコプター離着陸場一覧
3-19-2②	ヘリポートの具備すべき条件
3-21-1	指定文化財一覧
3-22-1	災害ボランティアセンター
参考資料1	川根本町防災会議条例
参考資料2	川根本町災害対策本部条例
参考資料3	川根本町災害対策本部規程
参考資料4	川根本町地震災害警戒本部条例
参考資料5	職員災害対応マニュアル
参考資料6	避難勧告等の判断・伝達マニュアル
参考資料7	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧
参考資料8	土砂災害警戒区域指定一覧
参考資料9	地すべり危険地区一覧
参考資料10	河川危険箇所一覧
参考資料11	水門等注意箇所一覧
参考資料12	危険物貯蔵・取扱施設一覧表
参考資料13	緊急物資集積場所

(資料 1-2-1)

防災関係機関一覧

【 県の機関 】

名称	所在地	電話番号
静岡県危機管理部	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
中部危機管理局 危機管理課	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9104
〃 地域支援課	〃	054-644-9168
中部健康福祉センター	〃	054-644-9274
島田土木事務所	島田市道悦5丁目7-1	37-5271
〃 川根支所	島田市川根町家山1313-4	53-3133

【 消防 】

名称	所在地	電話番号
静岡市消防局島田消防署	島田市旗指513-1	37-0119
静岡市消防局島田消防署金谷出張所	島田市島863-1	46-0119
〃 川根北出張所	川根本町元藤川2-4	58-3015
〃 川根南出張所	島田市川根町身成3481-1	58-0119

【 警察 】

名称	所在地	電話番号
島田警察署	島田市向谷元町1212	37-0110
〃 本川根駐在所	川根本町千頭992-6	59-2105
〃 奥泉駐在所	川根本町奥泉548-1	59-2215
〃 徳山駐在所	川根本町徳山1348-1	57-2230
〃 上長尾駐在所	川根本町上長尾1013-2	56-1310
〃 下長尾駐在所	川根本町下長尾261-6	56-1311
〃 地名駐在所	川根本町地名374-1	56-0538

【 自衛隊 】

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第34普通科連隊(板妻)	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
〃 第1空挺団(習志野)	千葉県船橋市葉円台3-20-1	047-466-2141
航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜)	焼津市上小杉1602	054-622-1234

【 指定地方行政機関 】

名称	所在地	電話番号
東海総合通信局	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9105
静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321
島田労働基準監督署	島田市本通1-4677-4	37-3148
関東農政局静岡地域センター	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0340
中部地方整備局 静岡河川工事事務所	静岡市葵区田町3-108	054-273-9104
〃 長島ダム管理所	川根本町犬間541-3	59-1021
〃 静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2-4-25	054-261-2939
静岡地方気象台	静岡市駿河区曲金2丁目1-5	054-286-3521

【 指定公共機関 】

名称	所在地	電話番号
日本郵便(株) 中川根郵便局	川根本町上長尾379-4	56-0001
日本赤十字静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131
日本放送協会静岡放送局	静岡市葵区西草深町1-21	054-274-1111
西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町5-1	054-205-9122
(株)NTTドコモ東海支社静岡支店	静岡市葵区長沼716-11	054-265-7182
日本通運(株)静岡支店	静岡市葵区黒金町4	054-284-2319
中部電力(株) 島田営業所	島田市本通1丁目4684-1	37-2171
〃 大井川電力センター	川根本町千頭814-1	59-3120
KDDI(株)静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6	054-255-0077

【 指定地方公共機関 】

名称	所在地	電話番号
(一)静岡県LPガス協会	静岡市葵区本通6-1-10	054-255-2451
大井川鐵道(株) 本社	島田市金谷1112-2	45-2918
〃 千頭駅	川根本町千頭1216-5	59-2065
(一)静岡県トラック協会	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910
(一)静岡県バス協会	静岡市葵区追手町54-1	054-255-9281
静岡エフエム放送(株)	浜松市田町330-5	053-457-1151
FM島田		
(一)榛原郡医師会	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511
(一)静岡県医師会	静岡市葵区鷹匠3-6-3	054-246-6151
(公)静岡県看護協会	静岡市駿河区南町14-25	054-202-1750
(公)静岡県病院協会	静岡市葵区追手町44-1	054-252-6326
(公)静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵2-16-32	054-203-2023
(一)静岡県歯科医師会	静岡市駿河区曲金3-3-10	054-283-2591
(公)静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡1-1-4	054-282-5507
(一)静岡県建設業協会	静岡市葵区御幸町9-9	054-255-0234

【 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 】

名称	所在地	電話番号
川根本町商工会	川根本町上長尾773-1	56-0231
〃 本川根支所	川根本町千頭1216-21	59-2258
JAおおいがわ 中川根支店	川根本町下長尾277-4	56-1103
〃 本川根支店	川根本町千頭985-24	59-3123
森林組合おおいがわ 本川根支所	川根本町千頭1185-1	59-3163
川根本町社会福祉協議会 本川根事務所	川根本町上岸90	59-2315
〃 中川根事務所	川根本町上長尾990	56-1872

(資料 2-1-1)

IP告知放送システム通信施設一覧

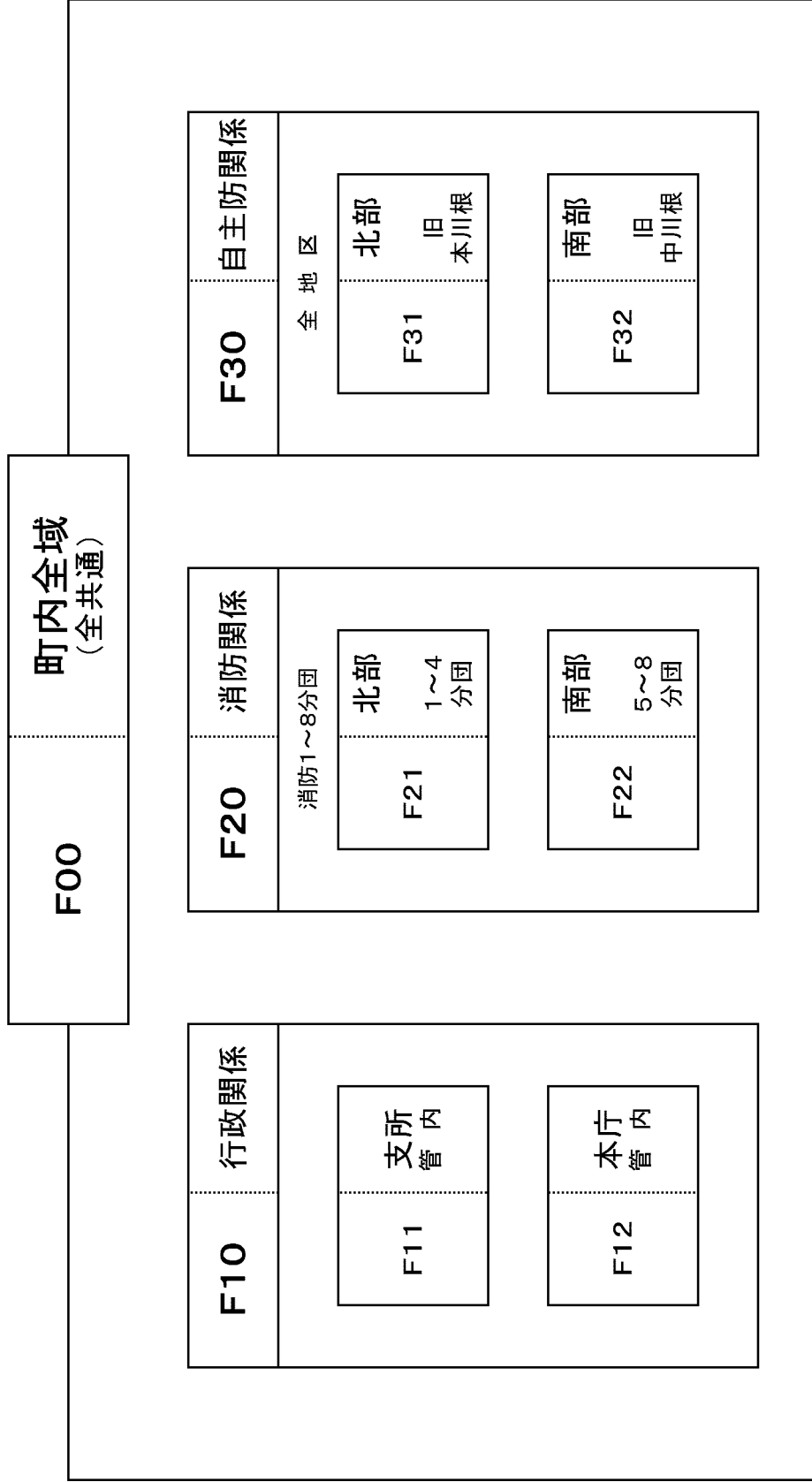
(1)放送端末

設置場所	川根本町役場本庁(上長尾627) 川根本町役場総合支所(千頭1183-1)
------	--

(2)子局

No.	局名	所在地	No.	局名	所在地
1	小井平	元藤川906-1	25	西地名	地名1298
2	藤川北	元藤川75	26	高郷	上長尾936-1
3	藤川南	元藤川489-1	27	役場	上長尾627
4	徳山西	徳山598-1	28	尾呂久保	水川907-6
5	徳山東	徳山123	29	大間	千頭353-1
6	徳山南	徳山1683-1	30	梅地	梅地169-1
7	野志本	徳山2306-1	31	平田	犬間432
8	水川北	水川347-1	32	奥泉	奥泉304
9	水川南	水川620-1	33	八木	奥泉783-3
10	田野口	田野口235-1	34	桑野山	桑野山337-2
11	上長尾北	上長尾156	35	沢間	千頭614-7
12	上長尾南	上長尾371-1	36	寺馬	千頭805-6
13	八中	上長尾1737-1	37	千頭西	千頭947
14	梅高上	上長尾1398-1	38	千頭東	千頭1183-1
15	梅高下	上長尾1273-11	39	桑之実	千頭1236-1
16	下長尾	下長尾224-1	40	田代	田代154
17	下泉	下泉85-1	41	三盃	東藤川2096-1
18	壺町河内	壺町河内477	42	崎平	崎平145-1
19	久保尾	下長尾1201-1	43	青部	青部529-1
20	瀬沢	下長尾2133	44	坂京	東藤川3161
21	三ツ間	久野脇811-6	45	上岸	上岸285-3
22	宮ノ原	久野脇655-8	46	小長井1	東藤川1114-2
23	久野脇	久野脇395-1	47	小長井2	東藤川728-1
24	地名	地名115-2	48	千頭駅前	千頭1216-12

川根本町デジタル防災無線(移動系)グループ表



※ 特別仕様

本庁 無線統制台(呼出番号 200)グループ F00・F10・F11・F12・F20・F21・F22・F30・F31・F32

総務課事務室配備(呼出番号 406)グループ F00・F10・F11・F12・F20・F21・F22・F30・F31・F32

総合支所 半固定(呼出番号 101)グループ F00・F10・F11・F20・F21・F30・F31

(資料 2-1-3)

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (本庁 車載型 5W)

	呼出番号	局名称	車両名称	交信可能グループ
1	201	総務課 特車	トヨタ プリウス	F00.F10.F12
2	202	総務課 広報車	日産 セレナ	〃
3	203	総務課 車載203	ホンダ インサイト	〃
4	204	総務課 車載204	日産 キャラバン	〃
5	205	総務課 マイクロバス	トヨタ コースター	〃
6	206	総務課 防災車	三菱 デリカ	〃
7	207	企画課 車載207	トヨタ ノア	〃
8	208	企画課 車載208	トヨタ プロボックス	〃
9	209	企画課 町営バス1	町営バス	〃
10	210	企画課 町営バス2	町営バス	〃
11	211	税務課 車載211	トヨタ カローラハイブリッド	〃
12	212	福祉課 車載212	マツダ デミオ	〃
13	213	福祉課 車載213	マツダ デミオ	〃
14	214	福祉課 車載214	ダイハツ ミラ	〃
15	215	福祉課 車載215	三菱 タウンボックス	〃
16	216	福祉課 車載216	ホンダ フィット	〃
17	217	福祉課 子育て支援車	ホンダ パートナー	〃
18	218	福祉課 放課後児童ク	トヨタ ハイエース	〃
19	219	生活健康課車載219	スズキ ソリオ	〃
20	220	生活健康課車載220	三菱 ミニキャブ	〃
21	221	産業課 農政車	トヨタ サクシード	〃
22	222	産業課 林政車	ダイハツ テリオスキッド	〃
23	223	建設課 車載223	トヨタ サクシード	〃
24	224	建設課 車載224	日産 エクストレイル	〃
25	225	建設課 車載225	スズキ ジムニー	〃
26	226	教育委員会車載226	スクールバス	〃
27	227	教育委員会車載227	スクールバス	〃
28	228	教育委員会車載228	スクールバス	〃
29	229	教育委員会車載229	スクールバス	〃
30	230	教育委員会車載230	スクールバス	〃

(資料 2-1-3)

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (本庁 携帯型 2W)

	呼出番号	局名称	グループ		呼出番号	局名称	グループ
1	231	ウッドハウス おろくぼ	F00.F10.F12	31	404	第6分団2部 上長尾	〃
2	232	農林業センター	〃	32	405	第6分団3部 高郷	〃
3	233	ごみ焼却場	〃	33	406	役場 総務課	全グループ
4	234	あかいしの郷	〃	34	407	第6分団4部 田野口	F00.F20.F22
5	235	三ツ星保育園	〃	35	408	第7分団1部 梅高	〃
6	236	第一小学校	〃	36	409	第7分団2部 下長尾	〃
7	237	中央小学校	〃	37	410	第7分団3部 瀬平	〃
8	238	南部小学校	〃	38	411	第7分団4部 久保尾	〃
9	239	中川根中学校	〃	39	412	第8分団1部 久野脇	〃
10	240	県立川根高等学校	〃	40	413	第8分団2部 地名	〃
11	241	消防 川根北出張所	〃	41	414	第8分団3部 下泉	〃
12	242	警察 上長尾駐在所	〃	42	415	第8分団4部 壺町河内	〃
13	250	災対本部 総務班	〃	43	600	藤川 自主防災会	F00.F30.F32
14	251	災対本部 情報収集班	〃	44	601	水川 自主防災会	〃
15	252	災対本部 応急対策班	〃	45	602	上長尾 自主防災会	〃
16	253	災対本部 調査班	〃	46	603	高郷 自主防災会	〃
17	254	災対本部 医療救護班	〃	47	604	八中 自主防災会	〃
18	255	災対本部 救助対策班	〃	48	605	梅高 自主防災会	〃
19	256	災対本部 物資供給班	〃	49	606	下長尾 自主防災会	〃
20	257	災対本部 文教対策班	〃	50	607	瀬平 自主防災会	〃
21	258	役場 携帯258	〃	51	608	久保尾 自主防災会	〃
22	259	役場 携帯259	〃	52	609	久野脇 自主防災会	〃
23	260	役場 携帯260	〃	53	610	地名 自主防災会	〃
24	261	役場 携帯261	〃	54	611	下泉 自主防災会	〃
25	262	役場 携帯262	〃	55	612	壺町河内自主防災会	〃
26	263	役場 携帯263	〃	56	613	田野口 自主防災会	〃
27	400	消防本部	F00.F20.F22	57	614	徳山 自主防災会	〃
28	401	第5分団1部 藤川	〃	58	615	尾呂久保地区	〃
29	402	第5分団2部 徳山	〃	59	616	小竹地区	〃
30	403	第6分団1部 水川	〃	60	617	文沢地区	〃

(資料 2-1-3)

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (支所 車載型 5W)

	呼出番号	局名称	車両名称	交信可能グループ
1	102	支所 災害対策対車	日産 エクストレイル	F00.F10.F11
2	103	支所 広報車	トヨタ タウンエースノア	〃
3	104	支所 本部水槽車	いすゞ 水槽車	〃
4	105	支所 車載105	スズキ キャリーダンプ	〃
5	106	支所 車載106	ダイハツ テリオスキッド	〃
6	107	支所 車載107	ニッサン ウイングロード	〃
7	108	支所 車載108	ホンダ バモス	〃
8	109	支所 車載109	スズキ アルト	〃
9	110	支所 車載110	トヨタ カローラフィールダー	〃
10	111	支所 車載111	トヨタ パッツ	〃
11	112	支所 車載112	トヨタ ハイエースバン	〃
12	113	支所 車載113	三菱 ローザ	〃
13	114	支所 車載114	三菱 キャンター	〃
14	115	支所 車載115	日野 スクールバス(接岨)	〃
15	116	支所 車載116	トヨタ スクールバス(北部)	〃

(資料 2-1-3)

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (支所 携帯型 2W)

	呼出 番号	局名称	グループ		呼出 番号	局名称	グループ
1	117	学校給食センター	F00.F10.F11	31	311	第4分団3部 崎平	〃
2	118	環境美化センター	〃	32	312	第4分団4部 青部	〃
3	119	福祉センター	〃	33	501	支所 自主防	F00.F30.F31
4	120	文化会館	〃	34	502	接岨 自主防災会	〃
5	121	B&G海洋センター	〃	35	503	大間 自主防災会	〃
6	122	音戯の郷	〃	36	504	奥泉 自主防災会	〃
7	123	桜保育園	〃	37	505	大谷 自主防災会	〃
8	124	本川根小学校	〃	38	506	沢間 自主防災会	〃
9	125	本川根中学校	〃	39	507	桑野山 自主防災会	〃
10	126	警察 本川根駐在所	〃	40	508	平栗 自主防災会	〃
11	127	支所 携帯127	〃	41	509	寺馬 自主防災会	〃
12	128	支所 携帯128	〃	42	510	千頭西 自主防災会	〃
13	129	支所 携帯129	〃	43	511	千頭東 自主防災会	〃
14	130	支所 携帯130	〃	44	512	小長井 自主防災会	〃
15	131	支所 携帯131	〃	45	513	上岸 自主防災会	〃
16	132	支所 携帯132	〃	46	514	前山 自主防災会	〃
17	133	支所 携帯133	〃	47	515	田代 自主防災会	〃
18	134	支所 携帯134	〃	48	516	柳三 自主防災会	〃
19	135	支所 携帯135	〃	49	517	崎平 自主防災会	〃
20	136	支所 携帯136	〃	50	518	青部 自主防災会	〃
21	301	支所 消防団	F00.F20.F21	51	519	坂京 自主防災会	〃
22	302	第1分団1部 接岨	〃	52	520	洗富小幡自主防災会	〃
23	303	第1分団2部 大間	〃	53	521	平田地区	〃
24	304	第1分団3部 奥泉	〃	54	522	八木地区	〃
25	305	第2分団1部 桑野山	〃	55	523	池ノ谷地区	〃
26	306	第2分団2部 千頭	〃	56	524	幡住地区	〃
27	307	第3分団1部 小長井	〃	57	525	富沢地区	〃
28	308	第3分団2部 上岸	〃				
29	309	第4分団1部 坂京	〃		101	総合支所(半固定)	F00.F10.F11 F20.F21.F30.F31
30	310	第4分団2部 田代	〃		200	役場本庁(統制台)	全グループ

(資料 2-1-4)

衛星携帯電話整備一覧

(1) 町関係施設

No.	施設名	設置場所	電話番号	備考
1	川根本町役場本庁	総務課事務室内	090-5875-4168	災害時優先電話
2	〃	無線室	090-5877-2747	
3	〃	無線室	090-5877-2795	
4	川根本町役場総合支所	災害対策室	090-2262-0114	
5	〃	災害対策室	090-4857-3341	

(2) 消防関係

No.	施設名	設置場所	電話番号	備考
1	静岡市消防局島田消防署川根北分遣所	事務室	090-8860-5802	

(3) 孤立予想集落

No.	地区名	施設名	電話番号	備考
1	接岨区	梅地公民館	090-3387-1011	
2	大間区	寸又峡公民館	090-2133-9434	
3	久保尾区	久保尾地域振興センター	080-2641-3408	
4	壺町河内区	壺町河内地域振興センター	080-8260-5075	

(資料 2-1-5)

特設公衆電話設置場所一覧

No.	避難所名	設置先住所	設置場所	保管場所	電話番号
1	本川根小学校	千頭1236-6	体育館入口	事務室	59-4204
2	川根高校	徳山1644-1	事務室前カウンター	書庫	57-2343
3			事務室前カウンター	書庫	57-2344
4	南部小学校	下長尾281	事務室	事務室	56-1649
5	中央小学校	上長尾1000	玄関	職員室	56-1648
6	中川根中学校	上長尾744	体育館玄関	事務室	56-1642

(資料 2-8-1)

自主防災組織一覽

No.	自主防災会名	世帯数	No.	自主防災会名	世帯数
1	接岨区 自主防災会	24	18	坂京区 自主防災会	21
2	大間区 自主防災会	30	19	洗富小幡区 自主防災会	10
3	奥泉区 自主防災会	96	20	藤川区 自主防災会	206
4	大谷区 自主防災会	16	21	水川区 自主防災会	101
5	沢間区 自主防災会	37	22	上長尾区 自主防災会	136
6	桑野山区 自主防災会	46	23	高郷区 自主防災会	166
7	平栗区 自主防災会	10	24	八中区 自主防災会	18
8	寺馬区 自主防災会	76	25	梅高区 自主防災会	128
9	千頭西区 自主防災会	57	26	下長尾区 自主防災会	100
10	千頭東区 自主防災会	117	27	瀬平区 自主防災会	54
11	小長井区 自主防災会	186	28	久保尾区 自主防災会	69
12	上岸区 自主防災会	36	29	久野脇区 自主防災会	98
13	前山区 自主防災会	14	30	地名区 自主防災会	182
14	田代区 自主防災会	81	31	下泉区 自主防災会	109
15	柳三区 自主防災会	12	32	壺町河内区 自主防災会	17
16	崎平区 自主防災会	81	33	田野口区 自主防災会	79
17	青部区 自主防災会	60	34	徳山区 自主防災会	493

自主防災会所有資機材一覧

No.	自主 防災会	情報伝達用		救助用資機材													
		電池 効ホ	簡易 無線機	ハール	鋸	掛矢	斧	スコップ	つるはし	鍬	石み	一輪車	ロープ	リヤカー	ジャッキ	チェンソー	
1	接 岨			2	4		1	3	3	9				4	1		4
2	大 間	1	1	2		2	3		2				10				2
3	奥 泉		4					2	2						1		
4	大 谷			1					2						1		
5	沢 間	1		1			1	3	3				3		1		
6	桑野山	1	1	4		4							9		1		1
7	平 栗	1	1											1			
8	寺 馬	3	3	2		2		3	3				6		1		1
9	千頭西	2	2	1		1	2	3	3	4			1		1		2
10	千頭東	2		4	1	3	1	8	7				3		1		2
11	小長井	5	6	6	5	6		26	1				39		1		2
12	上 岸	1			5								5		1		
13	前 山	1	1											1			
14	田 代	2		3		2		2					20		1		
15	柳 三	1	1											1			
16	崎 平	2	4	3	2	1	1	1						1			1
17	青 部	1	3			1							12		1		
18	坂 京	1		4	3		1							1			1
19	洗富小幡		2	2		2	3	1	3					2			1
20	藤 川	1		10	9	1		15	10				33		1		1
21	水 川	2	4	9		3			9				11		1		
22	上長尾	2	16	10				2	9	7			13		1		
23	高 郷	3	3	10	3	3	1	2	12				26		1		
24	八 中	1	1	7				3	4	8			10				
25	梅 高	1	1	5		3		5	10	10			21		1		
26	下長尾	1	1	7		1	1	3	6	1			8		1		1
27	瀬 平	2		10		3		11	10				18		1		
28	久保尾	2	3	10		1			11	11			16		3		3
29	久野脇	3	1	10		2		8	10				20				
30	地 名	1	2	10		1		6	10				8		1		
31	下 泉	3	2	10		1		14	10				30		1		1
32	香町河内		2	12		2		5	8						1		
33	田野口	1	1			1			10						1		1
34	徳 山	2	4	9		4		25	6	10			50		2		3

No.	自主 防災会	救助用資機材			避難生活用資機材										
		担架	救急 セット	強力 ライト	発電機	釜	鍋	ろ水機	テント	ビニール シート	排 便 収納袋	毛布	食料		
1	接	2			3			3	3	4		120	950		
2	大	3	4	4	4	5	5	1	8			140	640		
3	奥	4	1	4	7			3	5	6		190	1316		
4	大	2	2	4	2			2	4	10		50	670		
5	沢	2	2	2				1	2	8		120	676		
6	桑	3	1	1	2			1	4	10		150	800		
7	平		2	5	1			1	1	4		40	294		
8	寺	2	1	10	1			1	3	21		200	1068		
9	千	2	2	5	1	2	1	1	4	12		200	944		
10	千	1	3	2	2	1	2	1	2	15		390	1992		
11	小	9	7	2	2	2	2	2	10	132		200	3550		
12	上	2	1			2	2	1	3	8		140	666		
13	前	1	1	2	1	1	1	1	3	7		50	318		
14	田	2	2	1	1	2	2	1	4	14		260	1192		
15	柳	1	1	1	1	2	2	1	1	1		50	318		
16	崎	1	2	2	1	4	1	1	3	12		260	1366		
17	青	1		5				2	2	18		190	1018		
18	坂	1	1		1			1	3	4		80	368		
19	洗	1	1	1	1			2	1	6		34	244		
20	藤	1	1	1	1	1		1	3	50		100	3814		
21	水	2	2	5	3	1	1	1	2	20		50	1918		
22	上	2	2	1	2	1	1	1	4	20		50	3000		
23	高	2	1		2	1	1	1	2	39		50	2816		
24	八	1	1	2	1		2	1	1	6		40	442		
25	梅	2	1	1	1	1	1	1	1	15	200	50	2016		
26	下	1	3	2	2	1	1	1	4	7		50	1942		
27	瀬	1	1				1	1	1	6		30	1142		
28	久	4	1	1	2	1	1	1	2	29	100	100	1366		
29	久	2	1	2	2	3	1	1	2	10	200	100	2066		
30	地	2	1	1	2	3	1	1	1	11		100	3472		
31	下	4	1		1		1	1	2	12		50	1698		
32	香	2	1	1	1	1	1	1	1	9		30	318		
33	田		1	1	1	1	1	1	2	4		40	1316		
34	徳	1	4	5	3	2	2	1	3	8	60	160	7086		

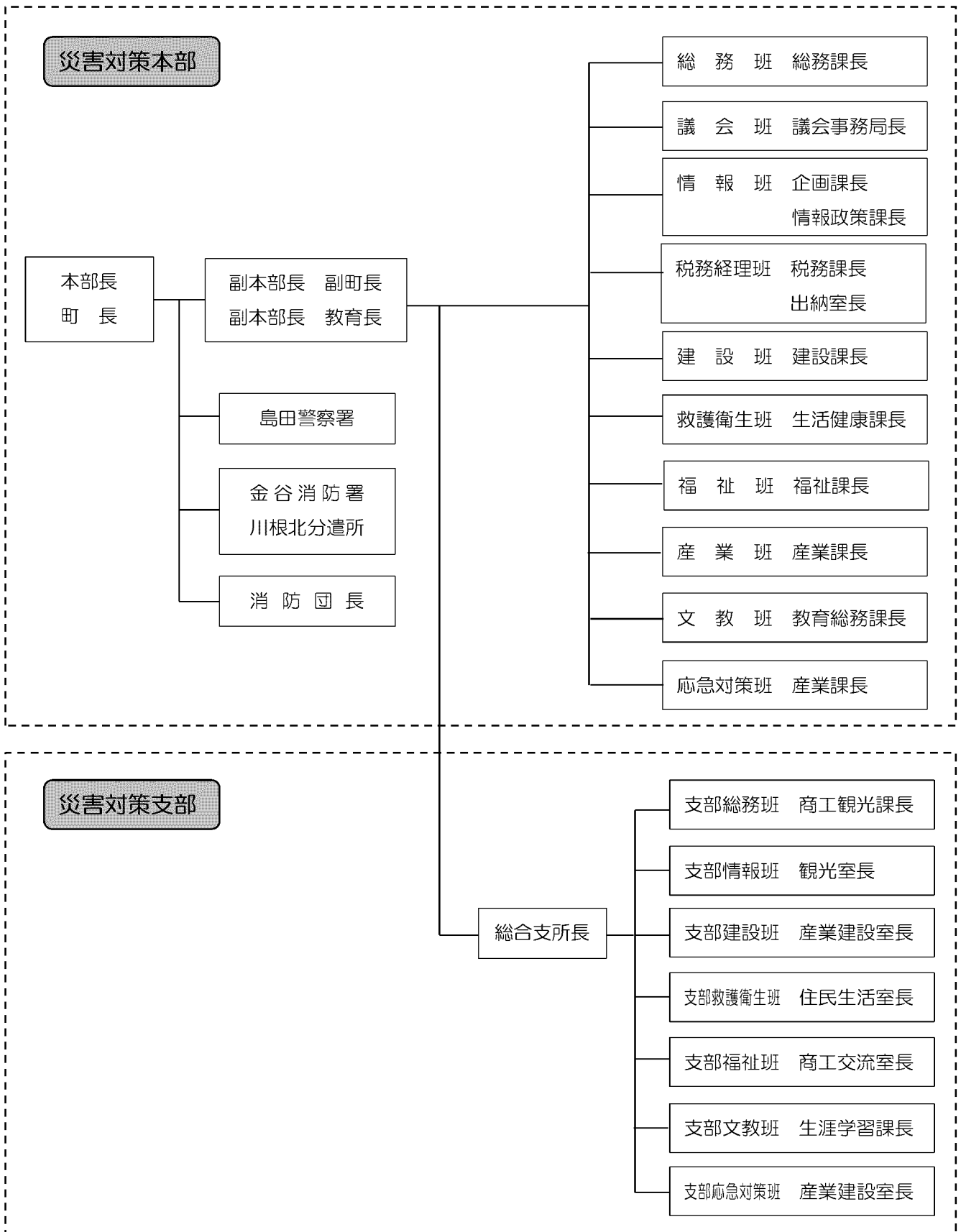
(資料 2-8-2②)

救護要請表示シート保有状況

番号	自 主 防 災 会	集落名表示シート サイズ:3.6m×5.4m		救援内容表示シート サイズ:1.8m×2.7m					保管場所
		有無	表示	食料	水	医者	けが人	無地	
1	接 岨	有	48 梅地	○	○	○	○	○	消防団詰所
2	大 間	無							
3	奥 泉	有	48 奥泉	○	○	○	○		区防災倉庫
4	大 谷	無							
5	沢 間	無							
6	桑 野 山	無							
7	平 栗	有	48 平栗	○	○	○	○	○	区防災倉庫
8	寺 馬	無							
9	千 頭 西	無							
10	千 頭 東	有	48 千頭東	○	○	○	○	○	区防災倉庫
11	小 長 井	無							
12	上 岸	有	48 上岸	○	○	○	○	○	区防災倉庫
13	前 山	有	48 前山	○	○	○	○	○	区防災倉庫
14	田 代	有	48 田代	○	○	○	○	○	区防災倉庫
15	柳 三	有	48 柳三	○	○	○	○	○	柳三集会所
16	崎 平	有	48 崎平	○	○	○	○	○	区防災倉庫
17	青 部	有	48 青部	○	○	○	○		区防災倉庫
18	坂 京	有	48 坂京	○	○	○	○	○	区防災倉庫
19	洗 富 小 嶺	有	48 富士城	○	○	○	○	○	区防災倉庫
20	藤 川	有	47 藤川	○	○	○		○	区防災倉庫
21	水 川	有	47 水川	○	○	○		○	区防災倉庫
22	上 長 尾	無							
23	高 郷	無							
24	八 中	有	47 八中	○	○	○	○		区防災倉庫
25	梅 高	無							
26	下 長 尾	無							
27	瀬 平	無							
28	久 保 尾	有	47 久保尾	○	○	○	○	○	区防災倉庫
29	久野脇	有	47 久野脇	○	○	○	○	○	久野脇防災センター倉庫
			47 三津間	○	○	○	○	○	集落センター倉庫
30	地 名	有	47 地名	○	○	○	○	○	区防災倉庫
31	下 泉	有	47 下泉	○	○	○	○	○	区防災倉庫
32	壺町河内	有	47 壺町河内	○	○	○	○	○	壺町河内防災倉庫
			47 文沢	○	○	○	○	○	文沢ポンプ小屋
33	田 野 口	有	47 田野口	○	○	○	○	○	区防災倉庫
34	徳山	有	47 徳山	○	○	○	○	○	区防災倉庫
			47 野志本	○	○	○	○	○	区防災倉庫

(資料 3-2-1)

災害対策本部組織図



(資料 3-2-2)

職員の体制及び配備基準

1 風水害の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨・洪水警報のいずれかが発表されたとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	勤務時間内 建設課 勤務時間外 日直・風水害当番	情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
災害警戒本部 第2次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨、洪水警報のいずれかが発表されており、状況が悪化することが予想されるとき ●町民等からの情報で、土砂崩れ等の初期的状況が確認されたとき ●大井川の水位が通報水位を突破したとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長 総務課長・建設課長 地域支援室・事業室 総合支所長・管理室 産業建設室・全課長 全室長以上 オフロードバイク隊 (電話連絡)	災害警戒本部を設置し、各課で警戒・対応にあたり、事態の推移により速やかに災害対応が可能な体制
災害対策本部 第3次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表され災害の発生する恐れが高まったとき、または災害が発生したとき ●大井川の水位が警戒水位を突破したとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	全職員 (同報無線、電話連絡)	災害対策本部に移行し、全職員で情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに支援のできる体制

※大井川水位観測所の基準水位

観測所名	通報水位 (水防団待機水位)	警戒水位 (はん濫注意水位)	特別警戒水位 (避難判断水位)	危険水位
川根大橋	2.70m	3.30m	4.00m	4.52m
中徳橋	3.50m	4.40m	4.80m	5.20m

2 予知型地震の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	東海地震に関する調査情報（臨時） ※1箇所以上の歪計で有意な変化を 観測し、同時に他の複数の観測点 でもそれに関係すると思われる変 化を観測した場合	総務課長・地域支援室 総合支所長・管理室 （その他職員は待機）	続報を逃さない連絡体制をとり、 事態の推移により職員を動員でき る体制
災害警戒本部 第2次 配備体制	東海地震注意情報 ※2箇所以上の歪計で有意な変化を 観測し、同時に他の観測点でもそ れに関係すると思われる変化を観 測した場合であって、判定会にお いてその変化が前兆すべりである 可能性が高まったと判定された場 合	全職員 （自主参集）	全職員で警戒・対応にあたり、事 態の推移により、応急対策が可能 な体制 孤立予想集落においては、避難指 示を発令し、避難所において避難 者の受入を開始する
災害対策本部 第3次 配備体制	東海地震予知情報（警戒宣言） ※3箇所以上の歪計で有意な変化を 観測し、判定会においてその変化 が前兆すべりによるものであると 判定された場合	全職員	災害対策本部に移行

3 突発型地震の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	震度4の地震を観測したとき	総務課長・建設課長 地域支援室・事業室 総合支所長・管理室 産業建設室 オフロードバイク隊 （自主参集）	情報収集及び連絡活動を主とし、 状況により他の職員を動員できる 体制
災害対策本部 第2次 配備体制	震度5弱以上の地震を観測したとき	全職員 （自主参集）	災害対策本部を設置し、全職員で 被災情報の収集及び地震応急対策 を実施する

4 突発的災害の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故が発生したとき ●山岳遭難、水難事故、行方不明者が発生したとき ●その他状況により町長が指示したとき 	総務課長・地域支援室 総合支所長・管理室 オフロードバイク隊 (電話連絡)	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
災害警戒本部 第2次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難であると思われるとき ●その他状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長 総務課職員・災害の態様に 応じ関係する課職員 支所管内全課長・全室長 以上 災害の態様に応じ関係する 課職員 (電話連絡)	災害警戒本部を設置し、 被害情報の収集及び応急 対策を実施し、事態の推移 により速やかに災害対策 本部を設置できる体制
災害対策本部 第3次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難で大規模な対応が必要であると思われるとき ●その他状況により町長が指示したとき 	全職員 (同報無線、電話連絡)	災害対策本部に移行し、 全職員で被災情報の収集 及び応急対策を実施する ほか、直ちに支援のできる 体制

5 感染症対策の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
事前配備体制	WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ3	地域支援室・生活健康課 福祉課・教育総務課職員	当面の対策を検討する
第1次 配備体制	WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ4A	地域支援室・生活健康課 福祉課・教育総務課職員	町民に対し、注意喚起を促す
第2次 配備体制	WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ4B	正副町長・教育長・各課 長・地域支援室・管理室 (必要に応じ職員参集)	情報収集及び具体的予防 対策の実施
第3次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ5 ●町民に感染者が発生した場合 	正副町長・教育長 各課室長以上・地域支援 室・管理室 (必要に応じ職員参集)	対策本部に移行し、情報 収集及び関係機関と連携 し必要な対策を講じる

(資料 3-2-3)

川根本町災害対策本部事務分掌

1 災害対策本部

班名	部署	所 掌 事 務
総務班	総務課	1. 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2. 本部会議に関すること 3. 本部長の命令指示等の伝達に関すること 4. 県との連絡調整に関すること 5. 各課との連絡調整に関すること 6. 地震情報、気象情報の授受及び伝達に関すること 7. 防災行政無線の管理、運営に関すること 8. 災害救助法適用申請に関すること 9. 職員の動員及び配備に関すること 10. 防災関係機関及び消防団との連絡調整に関すること 11. 避難所、ヘリポート等の防災拠点の調査に関すること（オフロードバイク隊） 12. 県、他市町、公共関係機関、民間団体等への応援要請及び連絡調整に関すること 13. 帰宅困難者に関すること 14. 防犯に関すること 15. 災害復興計画に関すること 16. 一般庶務に関すること
		17. 緊急文書の作成に関すること 18. 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関すること 19. 職員の健康保持に関すること 20. 災害関係議案に関すること 21. 職員の派遣及び受入に関すること 22. 本部長、副本部長の秘書に関すること
情報班	企画課 情報政策課	23. 庁舎等利用者の避難及び安全確保に関すること 24. 庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関すること 25. 電気・通信・車両に関すること 26. 災害応急対策の予算措置に関すること 27. 災害復旧資金の予算措置に関すること 28. 被災箇所の視察及びお見舞い並びに陳情等に関すること
		1. 被害情報及び被害報告の取りまとめに関すること 2. 自主防災会との連絡調整に関すること 3. 災害全般の記録に関すること 4. 災害写真の撮影及び収集に関すること 5. 報道機関に対する災害情報の発表に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> 6. 記者会見に関すること 7. 情報機器の管理、運営に関すること 8. インターネットを活用した災害情報受発信に関すること 9. 広報活動に関すること 10. 公共交通に関すること
税務経理班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 応急食料の調達及び斡旋並びに配分に関すること 2. 衣料、生活必需品、その他物資の調達及び給与に関すること 3. 緊急物資の受入れ及び配分に関すること 4. 緊急物資の輸送に関すること 5. 仮設住宅入居者の調査に関すること 6. 災害救助法適用基準調査に関すること 7. 家屋等の被害状況の調査及び情報収集に関すること 8. り災害名簿の作成及びり災証明の発行に関すること 9. 災害による町税の免除等に関すること 10. 義援金の配分に関すること 11. 災害経理に関すること
建設班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 交通規制に関すること 2. 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関すること 3. 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関すること 4. 土木災害復旧事業及び関係機関との連絡調整に関すること 5. 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関すること 6. 危険箇所の警戒及び監視に関すること 7. 水防活動に関すること 8. 応急仮設住宅の建築等に関すること 9. 応急仮設住宅の入居に関すること 10. 被災住宅の応急修理に関すること 11. 公営住宅の応急修理に関すること 12. 災害時の建築廃棄物の処理及び対策に関すること 13. 応急危険度判定に関すること 14. 被災地域への給水に関すること 15. 飲料水の調達に関すること 16. 給水用機材、薬品等の調達に関すること 17. 水道施設の応急復旧に関すること

<p>救護衛生班</p>	<p>生活健康課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の安否情報及び被災後の居所調査に関する事 2. 住民相談所の開設に関する事 3. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 救護所の設置及び運営に関する事 5. 病院の支援及び調整に関する事 6. 救護体制の確保に関する事（医師会等への要請含む） 7. 救急医療品及び衛生資材の調達に関する事 8. 遺体処理に関する事 9. 埋火葬に関する事（広域火葬計画を含む） 10. 災害時におけるし尿、塵芥処理、清掃等環境衛生に関する事 11. 防疫薬剤の調達、配布、指導に関する事 12. 防疫対策に関する事
<p>福祉班</p>	<p>福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者の避難等に関する事 2. 日赤及びその他社会福祉団との連絡並びに協力要請に関する事 3. 義援金の受入に関する事 4. 災害救助法の適用及び実施に関する事 5. 被災者生活再建支援金の支給に関する事 6. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 7. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 8. 臨時保育園等の開設に関する事 9. 私立保育園との連絡調整に関する事 10. ボランティア本部の設置、受入れ及び調整に関する事 11. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 12. 民間福祉施設との連絡調整に関する事
<p>産業班</p>	<p>産業課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林商工業施設の被害調査及びとりまとめに関する事 2. 農作物等の被害調査及び取りまとめに関する事 3. 農林業者の被害復旧及び援助に関する事 4. JA 大井川等関係機関との連絡調整に関する事 <p>※Ⅱ期は建設班の応援</p>
<p>議会班</p>	<p>議会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における議会の運営に関する事 <p>※Ⅱ期は情報班の応援</p>

<p>文教班</p>	<p>教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 小中学校の避難所開設及び管理運営に関すること 3. 臨時教場の設置に関すること 4. 教育関係情報の取りまとめに関すること 5. 児童、生徒の避難及び安全確保に関すること 6. 応急教育に関すること 7. 災害時の教科書及び学用品の調達に関すること 8. 教職員の動員及び調整に関すること 9. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関すること 10. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関すること 12. 文化財の保全及び安全確保に関すること 13. 幼稚園の被害調査及び指導に関すること
<p>応急対策班</p>	<p>本部職員</p>	<p>災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。 班長・副班長・書記以外の職員とする。</p>

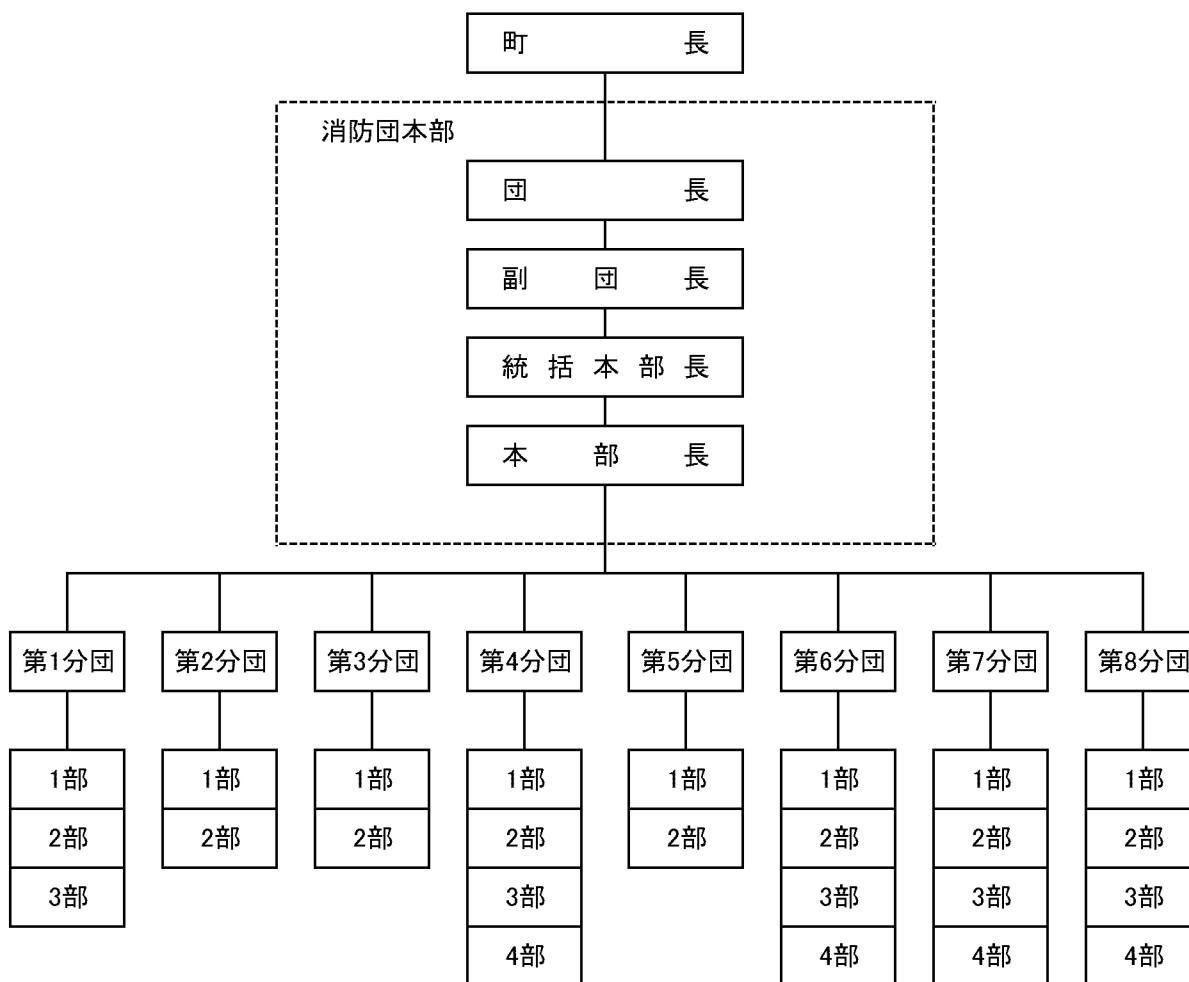
2 災害対策支部

班名	部署	所 掌 事 務
支部総務班	生涯学習課 管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策支部の設置及び運営に関する事 2. 災害対策本部（本庁）との連絡調整に関する事 3. 本部長の命令指示等の伝達に関する事 4. 支部職員の動員及び配備に関する事 5. 防災行政無線の管理、運営に関する事 6. 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関する事 7. 職員の健康保持に関する事 8. 帰宅困難者に関する事 9. 庁舎等利用者の避難及び安全確保に関する事 10. 庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. 電気・通信・車両に関する事 12. 応急食料の調達及び斡旋並びに配分に関する事 13. 衣料、生活必需品、その他物資の調達及び給与に関する事 14. 緊急物資の受入れ及び配分に関する事 15. 緊急物資の輸送に関する事 16. 一般庶務に関する事
支部情報班	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合支所管内の被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 2. 総合支所管内の自主防災会との連絡調整に関する事 3. 広報活動に関する事 4. 観光施設利用者の避難及び安全確保に関する事 5. 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 6. 企業（事業所）の被害調査及び取りまとめについて 7. 企業（事業所）の応急復旧について 8. 中小企業に対する災害融資に関する事 9. 商業関係機関との連絡調整に関する事 10. 商業関係機関の復旧相談に関する事 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 12. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事
支部建設班	産業建設室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通規制に関する事 2. 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関する事 3. 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関する事 4. 土木災害復旧事業及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 危険箇所の警戒及び監視に関する事 6. 水防に関する事 7. 被災地域への給水に関する事 8. 水道施設の応急復旧に関する事

<p>支 部 救護衛生班</p>	<p>住民生活室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民相談所の開設に関する事 2. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 救護所の設置及び運営に関する事 4. 病院の支援及び調整に関する事 5. 遺体処理に関する事 6. 埋火葬に関する事 7. 災害時におけるし尿、塵芥処理、清掃等環境衛生に関する事 8. 防疫薬剤の配布、指導に関する事 9. 防疫対策に関する事
<p>支部福祉班</p>	<p>福祉介護室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者の避難等に関する事 2. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 3. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 臨時保育園等の開設に関する事 5. ボランティアの受入れ及び調整に関する事 6. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 7. 民間福祉施設との連絡調整に関する事
<p>支部文教班</p>	<p>教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 小中学校の避難所開設及び管理運営に関する事 3. 臨時教場の設置に関する事 4. 教育関係情報の取りまとめに関する事 5. 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 6. 応急教育に関する事 7. 災害時の教科書及び学用品の調達に関する事 8. 教職員の動員及び調整に関する事 9. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関する事 10. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 12. 文化財の保全及び安全確保に関する事 13. 幼稚園の被害調査及び指導に関する事
<p>支 部 応急対策班</p>	<p>—</p>	<p>災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。 班長・副班長・書記以外の職員とする。</p>

(資料 3-3-1)

消防団組織図



消防団管轄区域

分団	管轄区域
第1分団	1部：接岨 2部：大間 3部：奥泉・大谷
第2分団	1部：沢間・桑野山 2部：千頭東・千頭西・寺馬
第3分団	1部：小長井・平栗・洗富小幡 2部：上岸・前山
第4分団	1部：坂京 2部：田代・柳三 3部：崎平 4部：青部
第5分団	1部：藤川 2部：徳山
第6分団	1部：水川 2部：上長尾 3部：高郷・八中 4部：田野口
第7分団	1部：梅高 2部：下長尾 3部：瀬平 4部：久保尾
第8分団	1部：久野脇 2部：地名 3部：下泉 4部：壺町河内

(資料 3-3-2)

川根本町消防団出動区分表

火災種別	火災発生場所及び火災の状況	出動分団	待機分団
建物火災	旧本川根 北部地区 大間・接岨・奥泉・大谷・沢間・桑野山	1・2・3・4	その他全分団
	旧本川根 中部地区 千頭・寺馬・小長井・平栗・上岸・前山・洗富小幡	1・2・3・4	
	旧本川根 南部地区 田代・柳三・坂京・崎平・青部 ※崎平・青部で火災が発生した場合5分団出動	1・2・3・4・(5)	
	旧中川根 北部地区 藤川・徳山・水川 ※藤川・徳山で火災が発生した場合4分団出動	(4)・5・6・7・8	
	旧中川根 中部地区 上長尾・高郷・八中・梅高・田野口	5・6・7・8	
	旧中川根 南部地区 下長尾・瀬平・久保尾・久野脇・地名・下泉・壺町河内	5・6・7・8	
	延焼拡大の恐れがある場合	必要に応じ待機分団を出動させる	
林野火災	町内全域	全分団	
車両火災 その他火災	小規模の場合	地元分団	
	火災の状況により延焼拡大の恐れがある場合	建物火災に準ずる	

(資料 3-4-1)

気象等の予報及び警報等の種類と発表基準

川根本町	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		中部北	
警報	大雨	浸水害	雨量基準	1時間雨量100mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準	164
	洪水		雨量基準	1時間雨量100mm
			流域雨量指数基準	大井川流域=58、寸又川流=35
			複合基準	1時間雨量80mm かつ 流域雨量指数 大井川流域=35
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	21m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm	
洪水	大雨		雨量基準	1時間雨量70mm
			土壌雨量指数基準	106
	洪水		雨量基準	1時間雨量70mm
			流域雨量指数基準	大井川流域=46、寸又川流=28
			複合基準	1時間雨量50mm かつ 流域雨量指数 大井川流域=35
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		最小湿度30%で、実効湿度50%	
	なだれ		1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	低温		冬期:最低気温-4℃以下	
霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

(資料 3-4-2)

災害救助法の適用基準

区分	内 容
1号適用	川根本町の滅失世帯数が適用基準の40世帯に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数の総数が2,500世帯以上に達し、かつ、川根本町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2である20世帯以上に達したとき
3号基準	<p>ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、川根本町区域内の被害世帯数が多数であるとき。 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、川根本町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき</p> <p>イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき 「特別な事業」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合</p>
4号適用	<p>多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的な救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合</p>

被害程度の認定基準

区分	認 定 基 準	
人的被害	死者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みの負傷
	軽傷	1ヶ月未満で治癒できる見込みの負傷
住家被害	滅失 (全壊 全焼 流失)	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの <p>【被害面積方式】 損失部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの 【損害割合による方式】 主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上のもの</p>
	半壊 半焼	<ul style="list-style-type: none"> ・住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの(住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの) ・損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達したか、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの(窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない)

災 害 時 広 報 文

※風水害

文例01 避難準備情報の発令

広報媒体 IP告知放送・広報車

川根本町災害対策本部からお知らせします。

- ・現在、川根本町に大雨警報（土砂災害）が発表されています。
- ・これまでの雨や今後の予想から土砂災害の発生が予想されます。
- ・近隣のがけから、わき水が増えており、がけ崩れのおそれがあります。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して「避難準備情報」を出しました。

お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇地区公民館、〇〇小学校へ避難をしてください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

文例02 避難勧告の発令

広報媒体 IP告知放送・広報車・エリアメール

川根本町災害対策本部からお知らせします。

- ・現在、川根本町に土砂災害警戒情報が発表されています。
- ・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。
- ・〇〇裏で、擁壁にクラックの発生が確認されました。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して「避難勧告」を出しました。

直ちに〇〇地区公民館、〇〇小学校へ避難をしてください。

なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。

文例03 避難指示の発令

広報媒体 IP告知放送・広報車・エリアメール

川根本町災害対策本部からお知らせします。

- ・現在、川根本町に土砂災害警戒情報が発表されています。
- ・すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状況です。
- ・〇〇裏に落石があり、すぐにもがけ崩れが発生する非常に危険な状況です。

・近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して「避難指示」を出しました。

直ちに〇〇地区公民館、〇〇小学校へ急いで避難をしてください。

十分な時間がない方は、がけ（または溪流）からできるだけ離れて、安全な建物に避難してください。

※地震（発生前）

文例04 注意情報の発表

広報媒体 I P告知放送・広報車

川根本町災害警戒本部から、町民の皆様にお知らせします。

〇月〇日〇時〇分、東海地震に関する注意情報が発表されました。

町民の皆様は、万一に備えて、火の始末をし、家庭内の安全対策に努めてください。

また、飲料水、非常食などの非常持出品の点検をし、いつでも避難できるよう準備してください。

町民の皆様には落ち着いて行動されるとともに、今後のテレビ、ラジオの情報に注意するようお願いします。

文例05 警戒宣言の発令

広報媒体 I P告知放送・広報車

こちらは、広報かわねほんちょうです。（同報無線の場合のみ冒頭）

川根本町災害警戒本部から、町民の皆様にお知らせします。

〇月〇日〇時〇分、東海地震に関する警戒宣言が発令されました。

現在から2、3日以内に駿河湾沖を震源とする大規模な地震が発生するおそれがあると予想されます。

自主防災組織については、いつでも活動できる体制をとってください。

また、町民の皆様は、屋外の安全な場所に避難をしてください。

・なお、〇〇地区と〇〇地区には〇〇のため、町長から避難勧告が出されていますので、すみやかに避難してください。

（サイレン 45秒間吹鳴、15秒間休み）

文例06 避難勧告・指示（避難対象地域）

広報媒体 I P告知放送・広報車・エリアメール

川根本町災害警戒本部から、〇〇地区の皆様にお知らせします。

地震により、山崩れ、がけ崩れなどの危険がありますので、避難（勧告・指示）をします。

地域の皆様は、至急安全な場所へ避難してください。

なお、避難の際、ガスの元栓、水道の蛇口を閉め、電気のブレーカーを切って避難してください。

文例07 大規模地震の関連情報

広報媒体 IP告知放送・広報車

川根本町災害警戒本部から、町民の皆様にお知らせします。

現在、東海地震に係る警戒宣言が発令されています。

現在から2, 3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあると予想されます。

・なお、がけ崩れなどの避難対象地区には、町長から避難勧告が出されていますので、すみやかに避難してください。

文例08 各機関の情報提供

広報媒体 IP告知放送・広報車

川根本町災害警戒本部から、お知らせします。

本日、〇時〇分、警戒宣言が発令され、これとともに、県や町には警戒本部が設置されました。

町では、地震発生に備えて、全職員で対応する体制をとっています。

・消防署、消防団では、いつでも出動できる体制をとっています。

皆さんは、火の始末をし、ガスの元栓を閉めるとともに万一に備え消火の準備をしてください。

※続報

川根本町災害警戒本部から、引き続き、町内の各機関の対応状況をお知らせします。

・道路は、緊急車両が優先となっております。なるべく車は使わないでください。

・学校は、すべての幼稚園、小、中、高等学校で授業を中止しました。

各学校とも取り決めに従って、保護者への引き渡し、また、集団下校させています。なお、警戒宣言発令中はすべて休校となります。

・電話は、皆さんが一斉に使用いたしますと、かかりにくくなり緊急電話が使えなくなります。どうしてもかけなければならない時は、緑かグレーの公衆電話をご利用ください。

・電気、ガス、水道は、それぞれ供給を続けます。飲料水の確保と浴槽への水の汲みおきもしておきましょう。

・医療機関の状況は、緊急患者以外の診療は中止いたしました。軽いケガは、医師

に頼らずに処置するようにしましょう。

以上各機関の対応状況をお知らせしました。

テレビ、ラジオは切らずに、次の情報をお待ちください。

文例 9 デマ情報の打ち消し

広報媒体 I P 告知放送・広報車

川根本町災害警戒本部から、町民の皆様にお知らせします。

警戒宣言が発令され、現在、町内の一部で誤った情報が流れています。「デマ」や

「うわさ」に惑わされずに警戒本部やテレビ、ラジオから正しい情報を聞いて、
落ち着いて行動してください。

文例 10 警戒宣言の解除

広報媒体 I P 告知放送・広報車

川根本町災害警戒本部から、町民の皆様にお知らせします。

○月○日○時○分、発令中でありました東海地震に関する警戒宣言は、本日○時
○分、解除されました。

詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認してください。

※地震（発生時）

文例 11 地震の発生

※震度4程度の地震

広報媒体 I P 告知放送・広報車

ただいま地震が発生しました。

みなさん、落ち着いて火の始末をしてください。

山間地ではがけ崩れ等に十分注意してください。

今後は自主防災会の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、新しい情報が入り次第お知らせします。

※震度5以上又は東海地震の場合

広報媒体 I P 告知放送・広報車

ただいま、

- ・駿河湾を震源地とする地震が発生しました。
- ・大きな地震が発生しました。

ので、川根本町災害対策本部を設置しました。

今後なお、余震が続くと思われまますので、火の元を確認するとともに落ち着いて行動してください。

- ・がけ崩れなど避難対象地区の皆様は、避難してください。

文例 1 2 町民への注意呼びかけ（地震発生から1時間以内）

広報媒体 広報車

川根本町災害対策本部から町民の皆さんにお伝えします。

ただいま、（ ）地方に大きな地震がありました。皆さん落ち着いてまわりを見てください。煙が出ているところはありませんか。けがをしている方はいませんか。また、プロパンガスの容器のボンベは閉めましたか。割れたガラスは落ちていませんか。

部屋の中を点検する時には、靴を必ず履きましょう。

今後、余震が続くと思われまます。余震は本震ほど大きくなることはありません。

しかし、ちょっとした衝撃で、割れたガラスや看板などが落ちてくる場合があります。十分注意してください。

ただ今、各地の被害をまとめていますので、新しい情報が入り次第お伝え致します。

文例 1 3 避難勧告・指示（地震発生から3日以内）

広報媒体 I P告知放送・広報車・エリアメール

川根本町災害対策本部から町民の皆様にお伝えします。

避難勧告のお知らせです。

- ・〇〇地区〇〇は、〇〇の危険があるため避難勧告が出されました。

なお、避難には、車を使わないようにしてください。

持ち物は食料や薬などの非常持出品だけにしましょう。

ガスの元栓、水道の蛇口を閉め、電気のブレーカーを切って避難してください。

警察、消防、自主防災組織などの誘導に従い、落ち着いて行動してください。

文例 1 4 町長からの呼びかけ

広報媒体 I P告知放送

川根本町長の〇〇〇〇です。

さきほど、発生しました地震により、町内全域にわたって大きな被害を受けました。

町では、非常事態に際し、直ちに災害対策本部を設置して全職員をもって対応しております。

今後は、余震が続くと思われまますので十分注意してください。

現在、町内各地の救助・救援活動に対応しておりますが、より迅速に進めるためにも町民の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

文例 1 5 町内の被害情報

広報媒体 I P 告知放送・広報車

川根本町災害対策本部から、町内の被害状況についてお知らせします。

・〇〇地区では、地滑りが発生し多数の家屋が全壊しました。〇〇地区の皆さんは十分注意して行動してください。

・〇〇地区では、建物火災が発生しました。現在、消防団が消火活動中です。

火災はこれ以上拡大しない見込みです。〇〇地区の皆さんは十分注意してください。

文例 1 6 ライフラインの被害状況

広報媒体 I P 告知放送・広報車

川根本町災害対策本部からライフラインの被害状況についてお知らせします。

先ほどの地震による被害状況は、〇時〇分現在次のとおりです。

・〇〇線の〇〇から〇〇の間は通行禁止となっています。警察官の指示に従って迂回してください。町内全域が大変混雑していますので車は使用しないでください。

・町内全域・〇〇地区一帯が停電しています。

・町内全域・〇〇地区一帯が断水しています。

・町内全域では電話が不通となっています。

なお、今後の復旧状況につきましては、逐次お知らせします。

※地震発生後の生活情報等

文例 1 7 救護施設の開設

広報媒体 I P 告知放送・広報車

川根本町災害対策本部から、救護施設の開設についてお知らせします。

〇〇診療所では、救護施設が開設されましたのでお知らせします。

ケガをした人は、最寄りの救護施設で医師の指示を受けてください。

現在、救急車は要請に応じられない状況になっていますので、自主防災組織の皆様は活動をお願いします。

文例 1 8 避難所の開設

広報媒体 I P 告知放送・広報車

川根本町災害対策本部から、避難所の開設についてお知らせします。

〇〇小学校と〇〇中学校に、避難所を開設しました。

避難所には、町の職員を配置し、地域の情報を収集しております。

今後、避難所を中心として対策本部と町内の連携を取りますので、必ず避難所で情報の確認をお願いします。

また、避難所への車の乗り入れは絶対にしないでください。

文例 19 し尿・ゴミ処理の方法

広報媒体 IP告知放送・広報車

川根本町災害対策本部から、〇〇についてお知らせします。

・し尿処理について、お知らせします。断水、停電などのために水洗便所は当分使えなくなりますので、近くにある仮設トイレを利用してください。

又は、し尿の自家処理に努めてください。

・ゴミ処理について、お知らせいたします。自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出してください。河川、道路等に投棄しないでください。

・がれき、残骸物の処理について、お知らせいたします。可燃物・不燃物の分別を行い、指定された最寄りの仮置場へ搬出してください。

文例 20 ライフラインの復旧状況

広報媒体 IP告知放送・広報車

川根本町災害対策本部から、〇〇についてお知らせします。

・県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は通行禁止になっています。迂回路は〇〇となっていますので警察官の指示に従って通行してください。

・〇〇地区一帯が停電しておりますが、復旧は〇日〇時頃になる見込みです。

・町内全域で断水しています。復旧の見通しは次のとおりです。

〇〇地区は、〇日〇時頃、……………、その他の地域はもうしばらくお待ちください。

・現在、町内全域で電話が不通になっております。復旧の見通しは次のとおりです。

〇地区は、〇日〇時頃、……………、その他の地域では、まだ復旧の見通しはたっておりません。

文例 21 町民への呼びかけ

広報媒体 IP告知放送・広報車

川根本町災害対策本部から、〇〇についてお知らせします。

・〇〇地区では、地震により被災した建築物を、余震等による二次災害を防止するため、危険度判定を行っておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

・〇〇地区では、感染症等の予防のため、職員が消毒を行いますので、ご協力をお願いします。

・食中毒の防止について、お知らせ致します。たいへん食中毒が発生しやすい状態

となっておりますので、町民の皆さんは、食品管理には充分注意してください。

(資料 3-6-1)

災害救助法費用限度額

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	設置、維持及び管理のための経費 1 賃金職員雇上費 2 消耗機材費 3 建物等の使用謝金 4 借上費又は購入費 5 光熱水費 6 仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害は発生から7日以内								
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	(規格) 1戸当たり平均29.7㎡(9坪) (限度額) 1戸当たり 2,401,000円以内 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所を設置できる。	災害発生日から20日以内着工								
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 主食費 2 副食費 3 燃料費 4 雑費	1人1日当り 1,010円 1 現物支給 2 1日3食で計算	災害発生日から7日以内								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	1 給水・浄水に必要な経費 ・機械器具の借上げ料 ・修繕費 ・燃料費 ・薬品費(カルキ等) ・資材費(フィルター等) 2 水の購入費	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 被服 2 寝具 3 身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内								
					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
						冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
					半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700	12,600	17,900	21,200		26,800	3,500					
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内								

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 分娩の介助 2 分娩前分娩後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	1 借上費又は購入費 2 修繕費 3 燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	最小限度の補修費 原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書 2 教材 3 文房具 4 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生日から教科書 1ヶ月以内 文房具 通学用品 15日以内
埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺、骨つぼ及び火葬等の埋葬の費用 2 埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送費	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生日から10日以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索に必要な機械器具の ・借上費 ・購入費 ・修繕費 ・燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	障害物の除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等一切の経費	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生日から10日以内

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	1 輸送費 ・運送費(運賃) ・借上料 ・燃料費 ・消耗器材費 ・修繕料 2 賃金職員雇上費 左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内
救助の種類	範囲	費用の範囲	費用の限度額	期間
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	実費弁償に要した経費	1人1日当り	救助の実施が認められる期間以内
		医師、歯科医師	17,400円以内	
		薬剤師	11,900円以内	
		保健師、助産師、看護師	11,400円以内	
		土木技術者、建築技術者	17,200円以内	
		大工、左官、鳶職	20,700円以内	

(資料 3-7-1)

避難地(災害時に一時的に避難できる施設・場所)

No.	地区名	名 称	住 所	かわねフォン 電話 番号	面積 (㎡)	災害種別		
						地震	風水害	土砂 災害
1	接岨	梅地公民館	梅地187-2	88-6556	243	○	○	○
2		平田集会所	犬間429-3	88-1258	69	○	○	○
3	大間	寸又峡公民館	千頭286	59-1082	127	○	○	
4	奥泉	奥泉地区集会所	奥泉540	59-1080	220	○	○	○
5		八木公会堂	奥泉687-1	88-0368	92	○	○	○
6	大谷	大谷地区集会所	東藤川1274-1	59-1081	79	○	○	○
7	沢間	沢間公会堂	千頭636-2	88-6286	64	○	○	
8		池の谷地区集会所	千頭515	88-1183	58	○	○	○
9	桑野山	桑野山会館	桑野山254	59-1079	143	○		○
10	平栗	平栗区多目的集会所	東藤川1519-3	88-2852	62	○	○	○
11	寺馬	寺馬区会館	千頭805-6	59-1078	123	○	○	○
12	千頭西	千頭西区会館	千頭950-2	88-2358	96	○	○	○
13	千頭東	千頭東区会館	千頭1185-1	59-1076	236	○	○	○
14		奥大井自然休養村管理センター(3階)	千頭1216-5	—	115	○	△	○
15		千頭駅前広場	千頭1216-5	—	814	○		○
16		音戯の郷	千頭1217-2	58-2021	1,503	○		○
17		本川根小学校グラウンド	千頭1236-6	—	12,182	○		○
18	小長井	小長井公民館	東藤川1019-2	59-3040	299	○	○	○
19		文化会館	東藤川909-1	59-3106	2,418	○	○	
20		B&G海洋センター	東藤川1220	59-3332	1,716	○	○	○
21	上岸	上岸地区集会所	上岸280-2	59-1075	106	○	○	○
22	前山	前山区会館	東藤川2500-2	88-6565	53	○	○	○
23	田代	田代区会館	田代154	59-4711	211	○	○	○
24		本川根中学校	田代530	59-2057	26,948	○		○
25	柳三	柳三集会所	東藤川2216-16	59-1072	70	○	○	○
26	崎平	崎平地区集会所	崎平32-1	59-1071	227	○	○	
27	青部	青部地区集会所	青部674-2	59-1070	149	○	○	○
28	坂京	坂京地区集会所	東藤川3161	59-1074	136	○	○	○
29	藤川	藤川地域振興センター	元藤川729-1	57-2634	366	○	○	○
30	水川	フォーレなかかわね茶茗館	水川71-1	56-2100	642	○		
31		水川地域振興センター	水川641-3	56-1485	191	○		○
32		尾呂久保地域振興センター	水川908-1	88-5683	46	○	○	○
33	上長尾	上長尾集落センター	上長尾292-2	88-1670	158	○	○	○
34	高郷	高郷地域振興センター	上長尾933-2	56-1487	341	○	○	○

No.	地区名	施設名	住所	かわねフォン 電話 番号	面積 (㎡)	災害種別		
						地震	風水害	土砂 災害
35	高郷	中川根中学校グラウンド	上長尾744	—	14,548	○		○
36		中川根中央小学校グラウンド	上長尾1000	—	6,800	○		○
37	八中	八中地域振興センター	上長尾1727	88-7876	92	○	○	
38	梅高	梅高地域振興センター	下長尾622-3	56-1488	202	○	○	○
39	下長尾	下長尾地域振興センター	下長尾169	56-0108	199	○	○	
40		中川根南部小学校グラウンド	下長尾281	—	5,522	○		
41	瀬平	瀬平集落センター	下長尾2133	56-1961	190	○	○	○
42	久保尾	久保尾地域振興センター	下長尾1399	88-5016	222	○	○	○
43	久野脇	久野脇コミュニティ防災センター	久野脇237	88-5688	359	○	○	○
44		三津間集落センター	久野脇813-2	88-5228	183	○	○	○
45	地名	地名集会所	地名185-2	88-7768	403	○	○	○
46		農林業センター交流施設	地名1493-2	—	484	○	○	○
47	下泉	高齢者コミュニティセンター	下泉200-1	56-1969	250	○		○
48	壺町河内	壺町河内地域振興センター	壺町河内1078	56-1470	82	○	○	
49	田野口	田野口地域振興センター	田野口831	56-1970	193	○	○	○
50	徳山	徳山コミュニティ防災センター	徳山1369	57-2843	620	○	○	
51		中川根第一小学校グラウンド	徳山100	—	13,299	○		○
52		県立川根高校グラウンド	徳山1644-1	—	18,185	○		

避難所(災害時に避難生活を行う場所)

No.	名称	所在地	電話番号 (NTT・かわね フォン 共)	延床面積 (㎡)	収容人員	圏域地区	災害種別		
							地震	風水害	土砂 災害
1	本川根小学校	千頭1236-6	59-2026	3,856	380	接岨・大間・奥泉・大谷・沢間・桑野山・ 寺馬・千頭西・千頭東	○		○
2	本川根中学校	田代530	59-2057	5,890	360	田代・坂京・柳三・崎平・青部	○		○
3	B&G海洋センター	東藤川1220	59-3332	1,716	340	上岸・前山・小長井・平栗・洗富小幡	○	○	○
4	中川根中学校	上長尾744	56-0013	4,882	380	水川・上長尾・田野口	○	○	○
5	中川根中央小学校	上長尾1000	56-0032	3,096	180	高郷・八中・梅高	○	○	○
6	中川根南部小学校	下長尾281	56-0044	2,983	290	下長尾・瀬平・久保尾・下泉・巻町河内	○		
7	中川根第一小学校	徳山100	57-2123	3,886	360	藤川	○		○
8	徳山コミュニティ防災センター	徳山1369	57-2928	620	120	徳山	○	○	
9	県立川根高校	徳山1644-1	57-2221	7,389	1,470	徳山	○	○	
10	久野脇コミュニティ防災センター	久野脇237	56-1965	360	70	久野脇	○	○	○
11	農林業センター交流施設	地名1493-2	56-0506	484	90	地名	○	○	○

(資料 3-7-3)

福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理者	協定締結日
1	川根本町本川根 高齢者デイサービスセンター	上岸90	社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会	H23.5.6
2	川根本町中川根 高齢者デイサービスセンター	上長尾990	社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会	H23.5.6
3	特別養護老人ホーム あかいしの郷	徳山1620-1	社会福祉法人 恒仁会	H23.5.6
4	小規模多機能介護ホーム まつおか	徳山1683-1	有限会社 まつおか薬局	H23.5.6
5	小規模多機能介護ホーム まつおか 本川根	東藤川941-2	有限会社 まつおか薬局	H23.5.6

(資料 3-12-1)

応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	施設名	地名地番	敷地面積	建設可能戸数	敷地所有者	現況敷地
1	藤川集会所前グラウンド	元藤川726-2	2,200m ²	32戸	川根本町	グラウンド
2	元水川小学校	水川518	1,800m ²	22戸	川根本町	グラウンド
3	久保尾集会所前広場	下長尾1400	2,100m ²	28戸	川根本町	グラウンド
4	地名集会所前広場	地名185-1	1,700m ²	25戸	川根本町	駐車場
5	徳山コミュニティ 防災センター前広場	徳山1369	2,500m ²	28戸	川根本町	駐車場
6	千頭西区会館前広場	千頭950-2	1,500m ²	24戸	川根本町	駐車場
7	小長井忠霊塔前広場	東藤川1033-2	1,200m ²	20戸	川根本町	駐車場
8	桑野山町有地	東藤川456-1	3,700m ²	56戸	川根本町	雑種地
9	元北小学校	奥泉380	2,900m ²	52戸	川根本町	グラウンド
10	崎平集会所前広場	崎平33-1	600m ²	16戸	川根本町	グラウンド

(資料 3-13-1)

町内医療機関一覧表

No.	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	本川根診療所	千頭1147-1	59-3811	
2	上長尾診療所	上長尾915-5	56-1800	
3	大下医院	下長尾219-1	56-0019	
4	鈴木内科医院	徳山826-1	58-3100	
5	いやしの里診療所	東藤川864-1	59-2102	

町内歯科医院一覧表

No.	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	小澤歯科医院	下長尾256-4	56-0023	
2	中川根渡辺歯科医院	徳山336-1	57-2666	
3	小林歯科医院	上長尾831	56-1815	
4	本川根歯科医院	東藤川1117-7	59-3361	

町内医薬品取扱業者一覧表

No.	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	すまいる薬局	千頭1171-5	59-4010	
2	成効堂薬局	千頭989	58-2500	
3	まつおか薬局徳山店	徳山829	57-2345	
4	まつおか薬局上長尾店	上長尾913-1	56-1123	

(資料 3-16-1)

遺体収容予定場所

No.	施設名	場所	電話番号
1	中川根斎場	川根本町上長尾683	56-1412
2	本川根斎場	川根本町上岸12-2	59-2563

(資料 3-17-1)

がれき・残骸物仮置場

No.	施設名	地名地番	敷地面積	現況敷地	敷地所有者
1	クリーンピュア川根(敷地内空地)	久野脇1054	900㎡	空き地	川根地区 広域組合
2	町営サッカー場	徳山1620	10,000㎡	グラウンド	川根本町
3	下沢間グラウンド	青部48	1,500㎡	グラウンド	川根本町
4	八木キャンプ場	奥泉761-2	1,400㎡	キャンプ場	川根本町
5	長島芝生広場	犬間109-8	4,900㎡	芝生	川根本町
6	生涯スポーツ広場	上岸11-5地先	5,000㎡	芝生	川根本町

(資料 3-19-2①)

ヘリコプター離着陸場一覧

No.	名称	所在地	施設 管理者	電話番号	機種別	座標	広さ 幅×長さ(m)
1	川根高校グラウンド	徳山1638	学校長	57-2221	中型	緯度 138° 06' 25" 経度 35° 04' 25"	110×120
2	第一小学校グラウンド	徳山100	学校長	57-2123	中型	緯度 138° 06' 30" 経度 35° 04' 30"	65×140
3	中央小学校グラウンド	上長尾1000	学校長	56-0032	中型	緯度 138° 04' 55" 経度 35° 02' 40"	70×140
4	南部小学校グラウンド	下長尾281	学校長	56-0044	中型	緯度 138° 05' 05" 経度 35° 01' 30"	50×120
5	地名グラウンド	地名124-1	地名 振興会	56-1111	中型	緯度 138° 05' 05" 経度 34° 58' 55"	70×80
6	川根本町町営グラウンド	下泉235	町長	56-1111	中型	緯度 138° 05' 20" 経度 35° 01' 20"	95×95
7	尾呂久保テニスコート	水川866-5	町長	56-1111	小型	緯度 138° 04' 40" 経度 35° 04' 05"	
8	中川根中学校	上長尾744	学校長	56-0013	中型	緯度 138° 04' 50" 経度 35° 02' 40"	50×80
9	高郷河川敷多目的広場	上長尾地先	町長	56-1111	大型	緯度 138° 05' 00" 経度 35° 02' 30"	
10	本川根小学校グラウンド	千頭1236-6	学校長	59-2026	中型	緯度 138° 08' 05" 経度 35° 06' 15"	60×115
11	中部電力ヘリポート	千頭814-1	大井川電力 センター所長	59-3120	小型	緯度 138° 08' 25" 経度 35° 06' 50"	16×16
12	寸又峡ヘリポート	千頭246-1	町長	59-3111	中型	緯度 138° 07' 30" 経度 35° 10' 35"	30×30
13	本川根中学校グラウンド	田代530	学校長	59-2057	中型	緯度 138° 07' 35" 経度 35° 06' 05"	100×150
14	犬間芝生広場	犬間224-1	長島ダム 管理所	59-1021	大型	緯度 138° 07' 30" 経度 35° 10' 35"	芝生広場 190×50 グラウンドコート 60×90
15	生涯スポーツ広場	小長井地先	町長	59-3111	中型	緯度 138° 08' 15" 経度 35° 06' 05"	60×60
16	壱町河内場外離着陸場	壱町河内 1124-3地先	町長	56-1111	中型	緯度 138° 07' 15" 経度 35° 02' 30"	30×30
17	池の谷場外離着陸場	千頭528-8	町長	59-3111	中型	緯度 138° 07' 50" 経度 35° 08' 20"	100×60
18	久保尾場外離着陸場	下長尾1399	町長	56-1111	中型	緯度 138° 02' 40" 経度 35° 01' 40"	40×40
19	平田場外離着陸場	犬間502-5	長島ダム 管理所	59-1021	中型	緯度 138° 10' 10" 経度 35° 09' 55"	60×50
20	町営サッカー場	徳山1630	町長	56-1111	中型	緯度 138° 06' 55" 経度 35° 04' 25"	120×120

(資料 3-19-2②)

ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

区 分		昼間使用	夜間使用
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 (全長 9.30m 全幅 8.05m)		
	UH-1H 中 型 (全長 17.40m 全幅 14.64m)		
	CH-47J 大 型 (全長 30.18m 全幅 16.26m)		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点
無障害地帯 離着陸に障害とならない地域

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、
進入表面のこう配8分の1(7°)を最低限確保する必要がある。

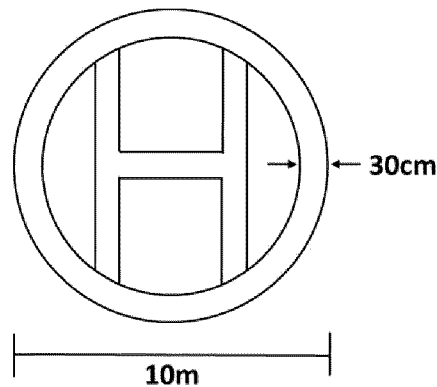
ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

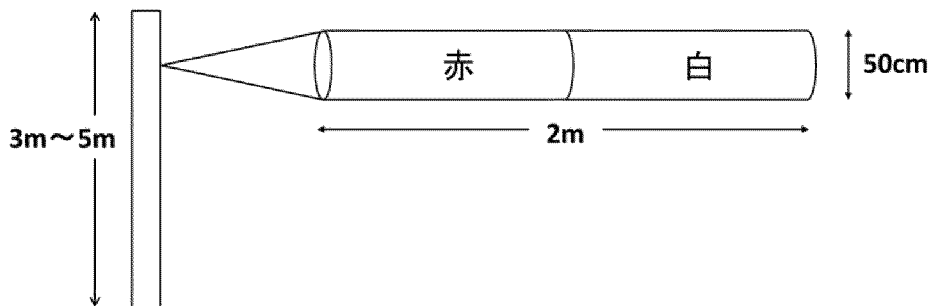
2 着陸点

着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流しまたは旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m/秒速度に耐えられる強度



- 4 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- 5 電話等、通信手段の利用が可能であること。
- 6 離着陸帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対近づかないよう配慮する必要がある。

(資料 3-21-1)

指定文化財一覧表

県 指 定						
No.	種別	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
1	工芸	鱧口	1口	東藤川2523 智者山神社	S50.3.25	町保管
2	工芸	鱧口	1口	青部703 熊野神社	S50.3.25	
3	工芸	鱧口	1口	千頭 敬満大井神社	S31.10.17	町保管
4	工芸	鱧口	1口	千頭 敬満大井神社	S31.10.17	町保管
5	天然記念物	津島神社の鳥居スギ	1本	田野口893-3 津島神社	S46.8.3	
6	天然記念物	浅間神社の鳥居スギ	2本	徳山2894 浅間神社	S46.8.3	

町 指 定						
No.	種別	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
1	史跡	小長谷城址		東藤川1228	S50.8.30	
2	古文書	武田家朱印状 小長谷学仙状	4点	個人所有	S47.3.9	町保管
3	史跡(墓石群)	小長井五輪さん		東藤川875	H17.3.23	
4	建造物	智満寺山門	1棟	上長尾332	S63.2.12	
5	建造物	水川阿弥陀堂	1棟	水川467	S54.3.5	
6	建造物	東方薬師堂	1棟	桑野山	S54.7.3	
7	建造物	愛宕地藏堂	1棟	徳山1203-1	H12.11.14	
8	建造物	秋葉常夜燈籠(徳山)	1棟	徳山1203-1	H12.11.14	
9	建造物	秋葉常夜燈灯(千頭)	1棟	千頭969-1	H17.3.23	
10	彫刻	千手観世音菩薩立像	1躰	上長尾332 智満寺	S54.3.5	
11	彫刻	木造如来座像	1躰	上長尾332 智満寺	S54.3.5	
12	絵画	村松以弘作天井絵	29面	水川467 水川阿弥陀堂	S63.2.12	
13	絵画及び彫刻	天井・欄間の絵画と彫刻	35枚	青部84 明星山虚空蔵尊堂	H元.11.3	
14	工芸	鱧口	1口	千頭235 外森神社	S55.3.13	
15	工芸	鱧口	1口	下長尾1407 久保尾阿弥陀堂	S54.3.5	
16	工芸	鱧口	1口	東藤川4471-2 八柱神社	S55.1.24	町保管
17	工芸	鱧口	1口	桑野山 東方薬師堂	S55.3.13	
18	工芸	鱧口	1口	個人所有	S55.3.13	
19	工芸	鱧口	1口	個人所有	S45.11.2	町保管
20	工芸	鱧口	1口	個人所有	S55.3.30	町保管
21	工芸	双盤	1基	東藤川3161	S45.11.2	町保管
22	工芸	和鐘	1口	東藤川1033	S45.11.2	
23	工芸	刀	1振	個人所有	S47.11.2	
24	工芸	脇指	1振	個人所有	S50.8.30	
25	歴史資料	智者山神社棟札	5札	東藤川2523 智者山神社	H25.4.1	町保管
26	史跡	徳山城址並びに支城 (護応土城址)	2	徳山城址:文沢4270 護応土城址:東藤川1860-1	H27.1.31	

(資料 3-22-1)

災害ボランティアセンター

No.	施設名	場所	電話番号
1	山村開発センター	川根本町上長尾627	56-2231

○川根本町防災会議条例

平成 17 年 9 月 20 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、川根本町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川根本町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 川根本町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、3 人、1 人、12 人及び 2 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

○川根本町災害対策本部条例

平成 17 年 9 月 20 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、川根本町災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部の現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。

○川根本町災害対策本部規程

平成 17 年 9 月 20 日

訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、川根本町災害対策本部条例(平成 17 年川根本町条例第 13 号)第 5 条の規定に基づき、川根本町災害対策本部(以下「対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設及び閉鎖)

第 2 条 対策本部は、国の定める災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動された場合の下部組織に充てるほか、非常災害が発生又はそのおそれがある場合において、町長が必要と認めたときに開設し、災害の発生がなく、又は災害の応急措置が完了したときに閉鎖する。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長及び教育長をもって充てる。
2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各課長をもって充てる。
3 災害対策副本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した本部員がその職務を代理する。

(災害対策要員)

第 4 条 対策本部に災害対策要員を置く。
2 災害対策要員は、町の職員をもって充てる。
3 災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(支部)

第 5 条 町の総合支所の所管区域における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、総合支所に支部を置く。
2 支部の名称、所管区域及び設置場所は別表第 1 のとおりとする。
3 支部に支部長を置く。
4 支部長は、副本部長のうちの 1 人又は支所長の職にある本部員をもって充てる。

(支部長の職務)

第 6 条 支部長は、本部長の命を受け、支部の所管区域内における災害対策に関する事務を処理する。
2 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部の本部員がその職務を行う。

(組織)

第 7 条 対策本部及び支部に別表第 2 に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

2 班長は、別表第 2 のそれぞれの班の欄に掲げる職にある本部員をもって充てる。

(配備態勢)

第 8 条 本部長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、状況に応じ適切な配備態勢をとるものとする。

2 勤務時間中における配備命令は、庁内放送又は所属長等を通じて行う。

3 勤務時間外、休日等における配備命令は、同報無線戸別受信機によるほか、所属長等を通じて行う。

4 本部員及び災害対策要員(以下「本部員等」という。)は、勤務時間外、休日等において災害対策の必要を認めたととき、又は配備命令を受けたときは、速やかに所定の配置につき、若しくは所属長等に連絡し、その指示を受けなければならない。

5 本部長、副本部長等が配置に付くまでの災害対策は、必要に応じ、それぞれの組織の上位者が指揮をとる。

6 災害対策が長期間となる場合は、交代制とする等従事者の健康保持に留意しなければならない。

(勤務時間外等の措置)

第 9 条 勤務時間外、休日等における非常態勢下の勤務については、時間外勤務手当のほか、食事の現物支給をなす。

(町民への広報)

第 10 条 本部長は、対策本部及び支部を開設又は閉鎖したときは、速やかに同報無線等を通じ、町民にその旨を広報する。

(関係機関への連絡)

第 11 条 本部長は、対策本部を設置又は閉鎖したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに、その旨を連絡しなければならない。

(1) 県

(2) 警察署

(3) 次条の防災関係機関

(4) 周辺市町村

(5) 報道機関

(防災関係機関との連携等)

第 12 条 本部長は、防災関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ協力を要請する。

(本部員等の心構え)

- 第 13 条 本部員等は、災害対策を支援する自衛隊、防災機関、自主防災活動を実施する住民等に対し、誠実に対応しなければならない。
- 2 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招くことのないよう注意しなければならない。
- 3 本部員等は、自らの職務に精通するよう努めるとともに、他の班から協力を求められたときは、特別の支障がない限り積極的に協力しなければならない。

(その他)

第 14 条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

支部の名称、所管区域及び設置場所

名称	所管区域	設置場所
本川根支部	旧本川根区域	川根本町役場総合支所

別表第 2(第 7 条関係)

本部

班名	班長	所掌事務
総務班	総務課長	対策本部の運営に関すること。 県及び各防災関係機関との連絡調整に関すること。 職員の動員及び配備に関すること。 支部との連絡調整に関すること。
議会対策班	議会事務局長	災害時の議会の運営に関すること。
情報収集班	企画環境課長	災害情報の収集に関すること。 自主防災会との連絡及び住民に対する広報に関すること。
応急対策班	建設課長	被災施設の応急復旧に関すること。 危険箇所の警戒及び監視に関するこ

		と。 応急仮設住宅に関すること。
調査班	産業課長	被害状況の調査に関すること。
医療救護班	健康増進課長	医療及び救護に関すること。 災害救助法の適用に関すること。 災害ボランティアに関すること。
救助対策班	町民課長	応急食糧に関すること。 環境衛生及び死体処理に関すること。 住民相談所に関すること。
物資供給班	税務課長	生活物資等の給与に関すること。 り災証明に関すること。 災害経理に関すること。

支部

班名	班長	所掌事務
支部総括班	管理課長	対策支部の運営に関すること。 本部との連絡調整に関すること。 支部職員の動員及び配備に関するこ と。
情報収集班	企画観光課長	災害情報の収集に関すること。 自主防災会との連絡及び住民に対す る広報に関すること。
応急対策班	事業課長	被害状況の調査に関すること。 被災施設の応急復旧に関すること。 危険箇所の警戒及び監視に関するこ と。 応急仮設住宅の建設に関すること。
医療救護班	保健福祉課長	医療及び救護に関すること。 災害ボランティアに関すること。
救助対策班	住民課長	生活物資等の給与に関すること。 応急食糧に関すること。 環境衛生及び死体処理に関すること。 住民相談所の開設に関すること。
文教対策班	教育総務課長(教育施設) 生涯学習課長(社会教育施設)	教育施設の被害状況の調査及び応急 復旧に関すること。

○川根本町地震災害警戒本部条例

平成 17 年 9 月 20 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号以下「法」という。)第 18 条第 4 項の規定に基づき、川根本町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)、は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 町教育委員会の教育長及び課長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(5) 町消防団正副団長及び衛生消防組合消防本部の消防吏員のうちから町長が任命する者

(6) 町議会事務局長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 前項の班に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の班に班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の班長に事故があるときは、第 1 項の班に属する本部員のうちから前項の班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

職員災害対応マニュアル

平成28年度

川 根 本 町

目 次

第1章 災害時の行動方針

第1節 勤務時間内	1
第2節 勤務時間外	2

第2章 職員配備

第1節 職員の体制及び配備基準	3
1 風水害の配備体制	3
2 予知型地震の配備体制	4
3 突発地震の配備体制	4
4 突発的災害の配備体制	5
5 感染症対策の配備体制	5
第2節 職員配備の伝達	6
1 風水害	6
2 予知型地震	6
3 突発型地震	7
4 突発的災害	7

第3章 災害対策本部

第1節 災害対策本部の運営	8
第2節 災害対策本部組織図	9
第3節 所掌事務	10
1 災害対策本部（本庁）	10
2 災害対策支部（総合支所）	14
第4節 初動活動	16
1 風水害の初動行動	16
2 地震災害の初動行動	17

川根本町災害対策本部編成表	18
川根本町災害対策支部編成表	21

第1章 災害時の行動指針

第1節 勤務時間内

1 災害情報等への注意

常に地震、台風等に関する情報や本部からの指示に注意すること。

2 災害発生時への備え

不急の行事、会議、出張は中止すること。

- ・突発的災害が発生した場合
- ・東海地震に関する情報が発令された場合
- ・風水害の警戒が必要な場合
- ・新型インフルエンザ等の感染症の危険が高まった場合
- ・その他、町長が指示した場合

3 職員配備体制への備え

職員配備態勢が発せられたときに、速やかに指示に従えるよう、庁内放送等に注意するとともに、みだりに席を離れず、席を外す場合は上司等に行先を告げておくこと。

4 来庁者等の安全確保

来庁者、施設利用者等の身の安全を確保することを第一に、冷静に適切な措置（パニックの防止、避難誘導等）をとること。

5 勤務終了時の注意

災害発生時では、正規の勤務時間が終了した場合においても、所属長の指示があるまで退庁しないで待機すること。

6 出張時の措置

出張など勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を求めること。

連絡が取れない場合は、自主的に庁舎等に戻る。

※まず、身の安全を確保し、自らが冷静になり、適切な行動をとること。

第2節 勤務時間外

1 参集場所

災害時の職員の参集場所は、原則、勤務する庁舎とする。ただし、道路交通の途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの庁舎等とする。

2 配備基準の事前確認

職員は、あらかじめ自らの登庁すべき配備基準を確認しておき、速やかに登庁すること。

(1) 東海地震に関する情報が発表された場合

テレビ・ラジオ等の情報でその事実を知り得た場合またはIP告知放送システム等により召集の連絡を受けた場合は、配備基準に従い登庁する。

(2) 地震が発生した場合

テレビ・ラジオ等で情報を確認し登庁する。

(3) 一般災害等が発生した場合

IP告知放送システム・電話等により召集された場合は、直ちに登庁する。

3 身の安全の確保

発災直後は、職員自身、家族、近隣住民などの安全確保を最優先に行動すること。

4 正確な情報収集

テレビ、ラジオ等から正確な災害情報を直ちに収集し、家族に適切な指示をするとともに、近隣住民に対しては川根本町職員として毅然とした態度で、落ち着いた行動をとるよう指示すること。

5 登庁時の留意事項

(1) 登庁途上における被害状況の把握

登庁途上における人的被害・建物被害・火災発生状況・住民の動静・道路交通状況等を、登庁に差し支えない範囲で把握し、登庁後速やかに所属長に報告すること。

(2) 登庁困難な場合の措置

道路交通の途絶等により指定の庁舎への登庁が困難な場合には、登庁可能な最寄りの庁舎または防災拠点に参集し、防災活動にあたること。

なお、その旨を所属長に速やかに連絡すること。

(3) 携行品

災害対応が長期化する場合に備えて、飲料水、下着等の着替えを携行すること。

第2章 職員配備

第1節 職員の体制及び配備基準

1 風水害の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨・洪水警報のいずれかが発表されたとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	勤務時間内 建設課 勤務時間外 日直・風水害当番	情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
災害警戒本部 第2次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨、洪水警報のいずれかが発表されており、状況が悪化することが予想されるとき ●町民等からの情報で、土砂崩れ等の初期的状況が確認されたとき ●大井川の水位が通報水位を突破したとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長 総務課長・建設課長 地域支援室・事業室 総合支所長・管理室 産業建設室・全課長 全室長以上 オフロードバイク隊 (電話連絡)	災害警戒本部を設置し、各課で警戒・対応にあたり、事態の推移により速やかに災害対応が可能な体制
災害対策本部 第3次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表され災害の発生する恐れが高まったとき、または災害が発生したとき ●大井川の水位が警戒水位を突破したとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	全職員 (IP告知放送システム、電話連絡)	災害対策本部に移行し、全職員で情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに支援のできる体制

※大井川水位観測所の基準水位

観測所名	通報水位 (水防団待機水位)	警戒水位 (はん濫注意水位)	特別警戒水位 (はん濫危険水位)	危険水位 相当換算水位
川根大橋	2.70m	3.30m	4.00m	4.52m
中徳橋	3.50m	4.40m	4.80m	5.20m

2 予知型地震の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	東海地震に関する調査情報（臨時） ※1箇所以上の歪計で有意な変化を 観測し、同時に他の複数の観測点 でもそれに関係すると思われる変 化を観測した場合	総務課長・地域支援室 総合支所長・管理室 （その他職員は待機）	続報を逃さない連絡体制をとり、 事態の推移により職員を動員でき る体制
災害警戒本部 第2次 配備体制	東海地震注意情報 ※2箇所以上の歪計で有意な変化を 観測し、同時に他の観測点でもそ れに関係すると思われる変化を観 測した場合であって、判定会にお いてその変化が前兆すべりである 可能性が高まったと判定された場 合	全職員 （自主参集）	全職員で警戒・対応にあたり、事 態の推移により、応急対策が可能 な体制 孤立予想集落においては、避難指 示を発令し、避難所において避難 者の受入を開始する
災害対策本部 第3次 配備体制	東海地震予知情報（警戒宣言） ※3箇所以上の歪計で有意な変化を 観測し、判定会においてその変化 が前兆すべりによるものであると 判定された場合	全職員	災害対策本部に移行

3 突発型地震の配備基準

区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	震度4の地震を観測したとき	総務課長・建設課長 地域支援室・事業室 総合支所長・管理室 産業建設室 オフロードバイク隊 （自主参集）	情報収集及び連絡活動を主とし、 状況により他の職員を動員できる 体制
災害対策本部 第2次 配備体制	震度5弱以上の地震を観測したとき	全職員 （自主参集）	災害対策本部を設置し、全職員で 被災情報の収集及び地震応急対策 を実施する

4 突発的災害の配備基準

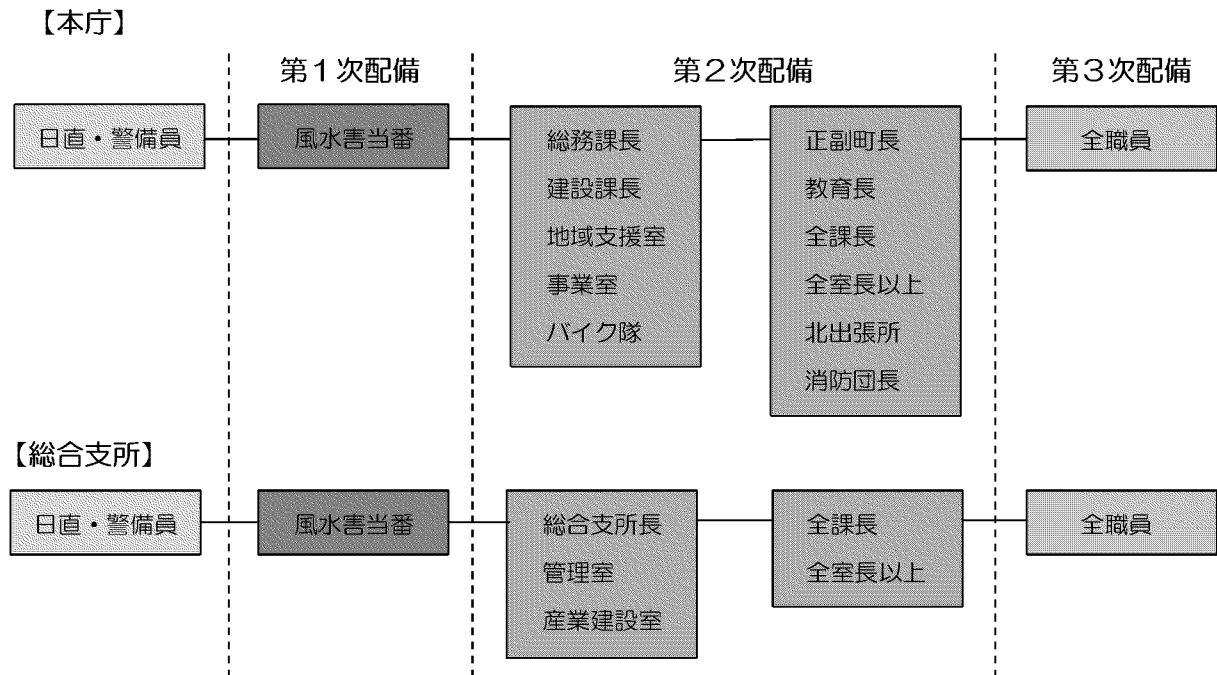
区分	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故が発生したとき ●山岳遭難、水難事故、行方不明者が発生したとき ●その他状況により町長が指示したとき 	総務課長・地域支援室 総合支所長・管理室 オフロードバイク隊 (電話連絡)	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
災害警戒本部 第2次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難であると思われるとき ●その他状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長 総務課職員・災害の態様に 応じ関係する課職員・ 支所管内全課長・全室長 以上 災害の態様に応じ関係する 課職員 (電話連絡)	災害警戒本部を設置し、 被害情報の収集及び応急 対策を実施し、事態の推移 により速やかに災害対策 本部を設置できる体制
災害対策本部 第3次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難で大規模な対応が必要であると思われるとき ●その他状況により町長が指示したとき 	全職員 (IP告知放送システム、 電話連絡)	災害対策本部に移行し、 全職員で被災情報の収集 及び応急対策を実施する ほか、直ちに支援のできる 体制

5 感染症対策の配備基準

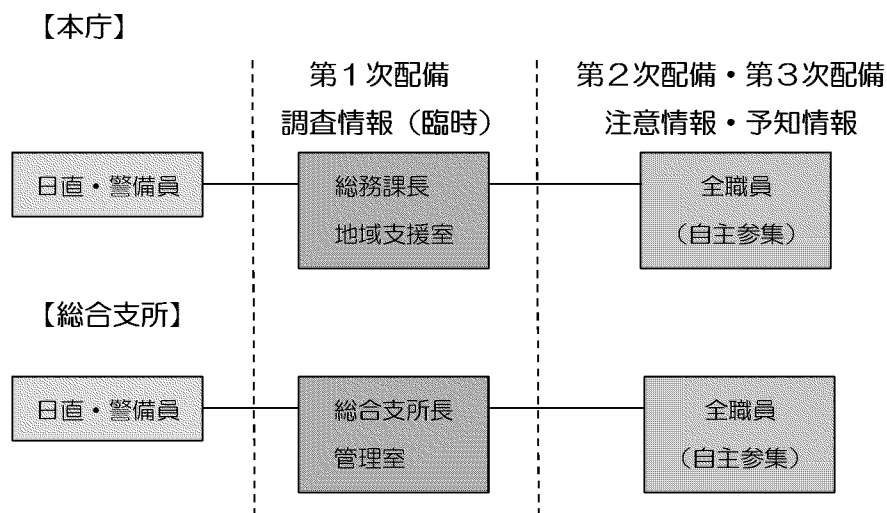
区分	配備基準	参集職員	配備体制
事前配備体制	WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ3	地域支援室・生活健康課 福祉課・教育総務課職員	当面の対策を検討する
第1次 配備体制	WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ4A	地域支援室・生活健康課 福祉課・教育総務課職員	町民に対し、注意喚起を促す
第2次 配備体制	WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ4B	正副町長・教育長・各課 長・地域支援室・管理室 (必要に応じ職員参集)	情報収集及び具体的予防 対策の実施
第3次 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ●WHO が定める新型インフルエンザの発生段階 フェーズ5 ●町民に感染者が発生した場合 	正副町長・教育長 各課室長以上・地域支援 室・管理室 (必要に応じ職員参集)	対策本部に移行し、情報 収集及び関係機関と連携 し必要な対策を講じる

第2節 職員配備の伝達

1 風水害

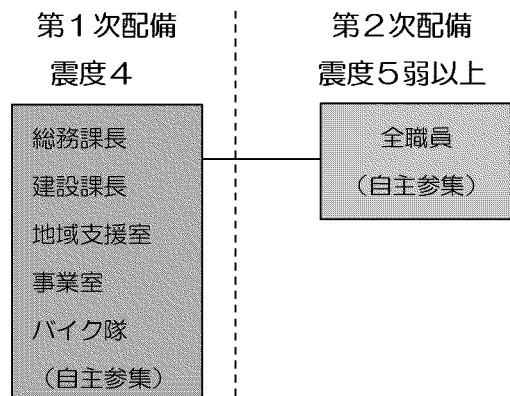


2 予知型地震

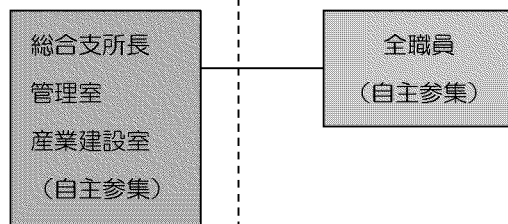


3 突発型地震

【本庁】

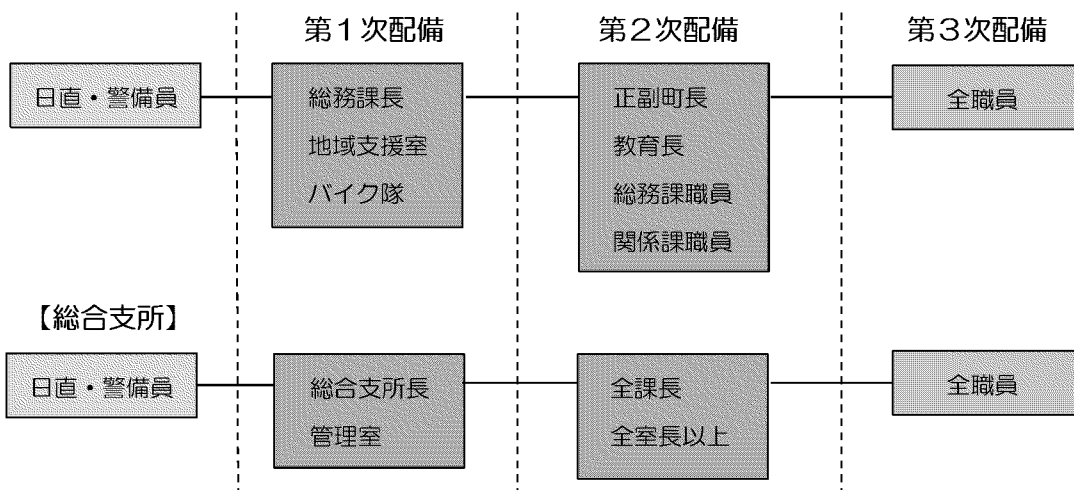


【総合支所】

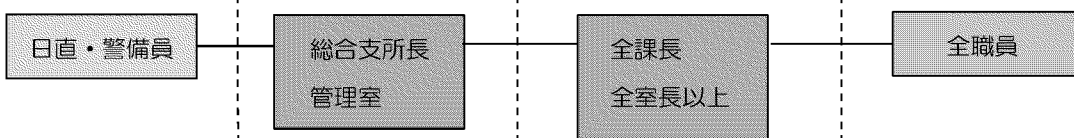


4 突発的災害

【本庁】



【総合支所】



第3章 災害対策本部

第1節 災害対策本部の運営

1 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副町長、教育長の順序によりその職務を代理する。

3 支部長（総合支所長）

支部長は、支部の事務を総括し、支部管内の情報を本部に報告し、また本部長の指示により職員を指揮監督する。

4 本部員及び支部員

本部員、支部員として、対策班ごとに班長、副班長を置く。

5 本部職員及び支部職員（本部員・支部員以外の職員）

本部職員及び支部職員の配置は、別に定める災害対策編成表による。

6 職務

(1) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属本部・支部職員を指揮監督する。

(2) 副班長は、班長を補佐する。

(3) 書記は、対策班の案件及び処理内容について書記する。

(4) 本部職員及び支部職員は、班長の命を受けその処理にあたる。

7 本部の設置及び廃止

(1) 本部長は、本部の設置が必要と認めるときは、川根本町地域防災計画の定めるところにより本部を置く。

(2) 本部長は、災害の危険が無くなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

8 本部会議

(1) 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要において本部会議を招集する。

(2) 本部会議は、正副本部長、本部員をもって構成する。

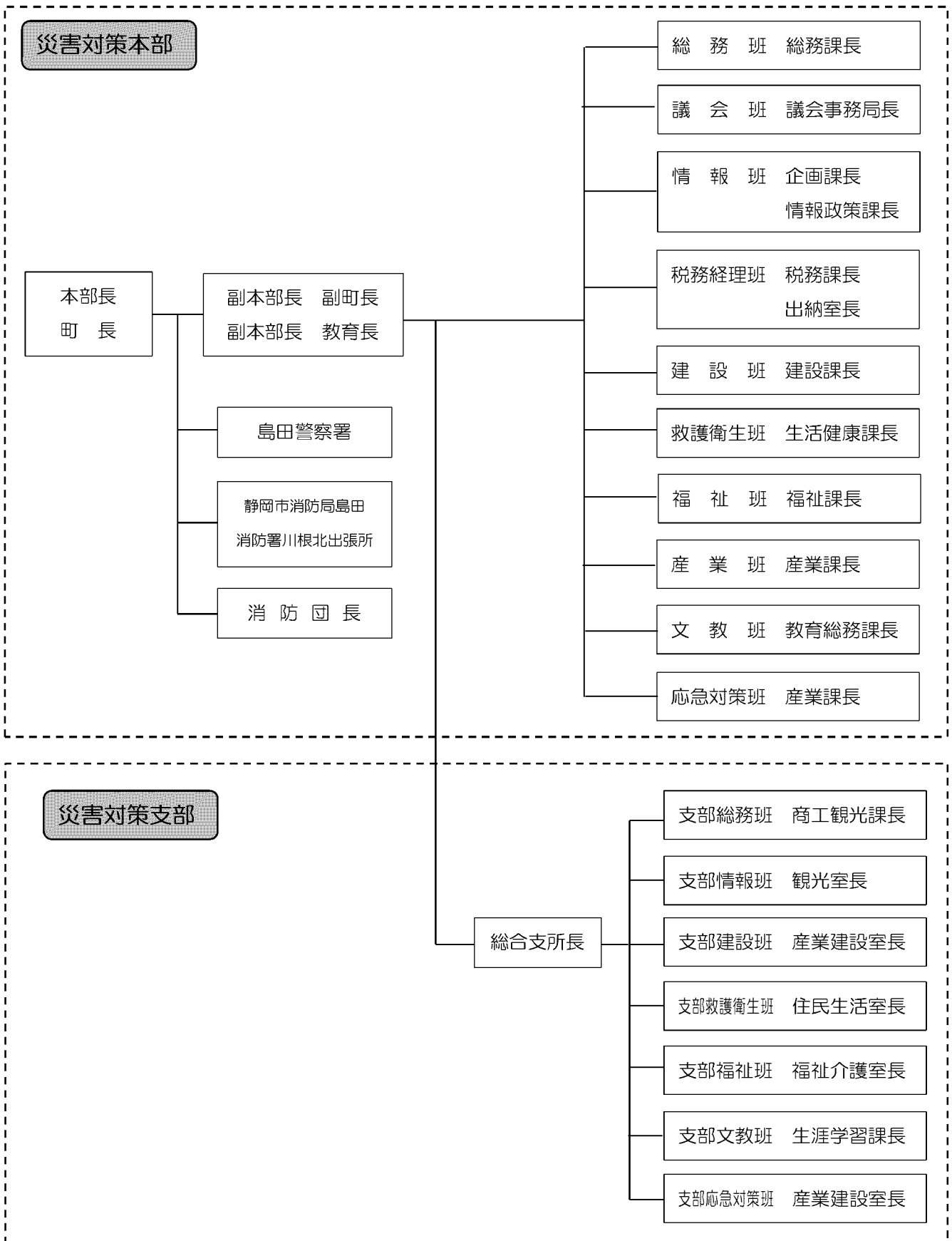
(3) 支部長は、支部管内の災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ支部会議を召集する。

(4) 支部会議は、総合支所長、支部員をもって構成する。

9 配備体制

配備態勢は、災害種別ごとの配備基準によるものとする。

第2節 災害対策本部組織図



第3節 所掌事務

1 災害対策本部

班名	部署	所 掌 事 務
総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 本部長の命令指示等の伝達に関する事 4. 県との連絡調整に関する事 5. 各課との連絡調整に関する事 6. 地震情報、気象情報の受受及び伝達に関する事 7. 防災行政無線の管理、運営に関する事 8. 災害救助法適用申請に関する事 9. 職員の動員及び配備に関する事 10. 防災関係機関及び消防団との連絡調整に関する事 11. 避難所、ヘリポート等の防災拠点の調査に関する事（オフロードバイク隊） 12. 県、他市町、公共関係機関、民間団体等への応援要請及び連絡調整に関する事 13. 帰宅困難者に関する事 14. 防犯に関する事 15. 災害復興計画に関する事 16. 一般庶務に関する事 <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 17. 緊急文書の作成に関する事 18. 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関する事 19. 職員の健康保持に関する事 20. 災害関係議案に関する事 21. 職員の派遣及び受入に関する事 22. 本部長、副本部長の秘書に関する事 <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 23. 庁舎等利用者の避難及び安全確保に関する事 24. 庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 25. 電気・通信・車両に関する事 26. 災害応急対策の予算措置に関する事 27. 災害復旧資金の予算措置に関する事 28. 被災箇所の視察及びお見舞い並びに陳情等に関する事
情報班	企画課 情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 2. 自主防災会との連絡調整に関する事 3. 災害全般の記録に関する事 4. 災害写真の撮影及び収集に関する事 5. 報道機関に対する災害情報の発表に関する事 6. 記者会見に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 7. 情報機器の管理、運営に関する事 8. インターネットを活用した災害情報受発信に関する事 9. 広報活動に関する事 10. 公共交通に関する事
税務経理班	税務課 出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1. 応急食料の調達及び斡旋並びに配分に関する事 2. 衣料、生活必需品、その他物資の調達及び給与に関する事 3. 緊急物資の受入れ及び配分に関する事 4. 緊急物資の輸送に関する事 5. 仮設住宅入居者の調査に関する事 6. 災害救助法適用基準調査に関する事 7. 家屋等の被害状況の調査及び情報収集に関する事 8. り災者名簿の作成及びり災証明の発行に関する事 9. 災害による町税の免除等に関する事 10. 義援金の配分に関する事 11. 災害経理に関する事
建設班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 交通規制に関する事 2. 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関する事 3. 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関する事 4. 土木災害復旧事業及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関する事 6. 危険箇所の警戒及び監視に関する事 7. 水防活動に関する事 8. 応急仮設住宅の建築等に関する事 9. 応急仮設住宅の入居に関する事 10. 被災住宅の応急修理に関する事 11. 公営住宅の応急修理に関する事 12. 災害時の建築廃棄物の処理及び対策に関する事 13. 応急危険度判定に関する事 14. 被災地域への給水に関する事 15. 飲料水の調達に関する事 16. 給水用機材、薬品等の調達に関する事 17. 水道施設の応急復旧に関する事

<p>救護衛生班</p>	<p>生活健康課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の安否情報及び被災後の居所調査に関する事 2. 住民相談所の開設に関する事 3. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 救護所の設置及び運営に関する事 5. 病院の支援及び調整に関する事 6. 救護体制の確保に関する事（医師会等への要請含む） 7. 救急医療品及び衛生資材の調達に関する事 8. 遺体処理に関する事 9. 埋火葬に関する事（広域火葬計画を含む） 10. 災害時におけるし尿、塵芥処理、清掃等環境衛生に関する事 11. 防疫薬剤の調達、配布、指導に関する事 12. 防疫対策に関する事
<p>福祉班</p>	<p>福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者の避難等に関する事 2. 日赤及びその他社会福祉団との連絡並びに協力要請に関する事 3. 義援金の受入に関する事 4. 災害救助法の適用及び実施に関する事 5. 被災者生活再建支援金の支給に関する事 6. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 7. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 8. 臨時保育園等の開設に関する事 9. 私立保育園との連絡調整に関する事 10. ボランティア本部の設置、受入れ及び調整に関する事 11. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 12. 民間福祉施設との連絡調整に関する事
<p>産業班</p>	<p>産業課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林商工業施設の被害調査及びとりまとめに関する事 2. 農作物等の被害調査及び取りまとめに関する事 3. 農林業者の被害復旧及び援助に関する事 4. JA 大井川等関係機関との連絡調整に関する事 <p>※Ⅱ期は建設班の応援</p>
<p>議会班</p>	<p>議会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における議会の運営に関する事 <p>※Ⅱ期は情報班の応援</p>

<p>文教班</p>	<p>教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 小中学校の避難所開設及び管理運営に関すること 3. 臨時教場の設置に関すること 4. 教育関係情報の取りまとめに関すること 5. 児童、生徒の避難及び安全確保に関すること 6. 応急教育に関すること 7. 災害時の教科書及び学用品の調達に関すること 8. 教職員の動員及び調整に関すること 9. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関すること 10. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関すること 12. 文化財の保全及び安全確保に関すること 13. 幼稚園の被害調査及び指導に関すること
<p>応急対策班</p>	<p>本部職員</p>	<p>災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。 班長・副班長・書記以外の職員とする。</p>

2 災害対策支部

班名	部署	所 掌 事 務
支部総務班	管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策支部の設置及び運営に関する事 2. 災害対策本部（本庁）との連絡調整に関する事 3. 本部長の命令指示等の伝達に関する事 4. 支部職員の動員及び配備に関する事 5. 防災行政無線の管理、運営に関する事 6. 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関する事 7. 職員の健康保持に関する事 8. 帰宅困難者に関する事 9. 庁舎等利用者の避難及び安全確保に関する事 10. 庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. 電気・通信・車両に関する事 12. 応急食料の調達及び斡旋並びに配分に関する事 13. 衣料、生活必需品、その他物資の調達及び給与に関する事 14. 緊急物資の受入れ及び配分に関する事 15. 緊急物資の輸送に関する事 16. 一般庶務に関する事
支部情報班	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合支所管内の被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 2. 総合支所管内の自主防災会との連絡調整に関する事 3. 広報活動に関する事 4. 観光施設利用者の避難及び安全確保に関する事 5. 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 6. 企業（事業所）の被害調査及び取りまとめについて 7. 企業（事業所）の応急復旧について 8. 中小企業に対する災害融資に関する事 9. 商業関係機関との連絡調整に関する事 10. 商業関係機関の復旧相談に関する事 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 12. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事
支部建設班	産業建設室 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通規制に関する事 2. 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関する事 3. 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関する事 4. 土木災害復旧事業及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 危険箇所の警戒及び監視に関する事 6. 水防に関する事 7. 被災地域への給水に関する事 8. 水道施設の応急復旧に関する事

<p>支 部 救護衛生班</p>	<p>住民生活室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民相談所の開設に関する事 2. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 救護所の設置及び運営に関する事 4. 病院の支援及び調整に関する事 5. 遺体処理に関する事 6. 埋火葬に関する事 7. 災害時におけるし尿、塵芥処理、清掃等環境衛生に関する事 8. 防疫薬剤の配布、指導に関する事 9. 防疫対策に関する事
<p>支部福祉班</p>	<p>福祉介護室 桜保育園</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者の避難等に関する事 2. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 3. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 臨時保育園等の開設に関する事 5. ボランティアの受入れ及び調整に関する事 6. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 7. 民間福祉施設との連絡調整に関する事
<p>支部文教班</p>	<p>教育委員会 生涯学習課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 小中学校の避難所開設及び管理運営に関する事 3. 臨時教場の設置に関する事 4. 教育関係情報の取りまとめに関する事 5. 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 6. 応急教育に関する事 7. 災害時の教科書及び学用品の調達に関する事 8. 教職員の動員及び調整に関する事 9. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関する事 10. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 12. 文化財の保全及び安全確保に関する事 13. 幼稚園の被害調査及び指導に関する事
<p>支 部 応急対策班</p>	<p>—</p>	<p>災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。 班長・副班長・書記以外の職員とする。</p>

第4節 初動活動

1 風水害の初動活動

(1) 第1次配備

- ① 別冊「川根本町風水害当番活動マニュアル」のとおり
- ② 第2次配備体制の配備基準に達すると予想されるときは次のことを行う。
 - ア 総務課長、地域支援室職員に電話連絡
 - イ 本庁風水害当番班長は、総合支所風水害当番班長にその旨を連絡する。
 - ウ 総合支所風水害当番は、総合支所長、管理室職員に連絡する。

(2) 第2次配備

- ① 風水害当番からの連絡により登庁した職員は、次のことを行う。
 - 雨量、水位の情報、被害情報等を確認する。
- ② 状況が悪化することが予想される場合は次のことを行う。
 - ア 町長に状況を報告する。
 - イ 第2次配備体制の対象職員に連絡する。
 - ウ 災害警戒本部の設置準備を行う。
 - エ 災害警戒本部を設置した場合は、中部危機管理局、静岡市消防局島田消防署川根北出張所、島田警察署に連絡する。
 - オ 情報収集活動を継続する。

(3) 第3次配備体制

第3次配備体制の配備基準に達したときは、次のことを行う。

- ① 各課連絡網により全職員を招集する。
- ② 災害警戒本部から災害対策本部に移行する。
- ③ 災害対策本部に移行した旨を中部危機管理局、静岡市消防局島田消防署川根北出張所、島田警察署に連絡する。
- ④ 災害に関する情報収集活動を行い、災害発生時に応急対策が可能な態勢をとる。
- ⑤ 状況がさらに悪化することが予想されるときは、避難勧告等の検討を行い、必要に応じ避難所の開設準備を行う。

※避難勧告等を検討する場合には、別冊「川根本町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。

No.	受信者	電話番号
1	中部危機管理局	054-644-9104
2	静岡市消防局島田消防署 川根北出張所	58-3015
3	島田警察署	37-0110

2 地震災害の初動活動

勤務時間外に地震が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり。勤務時間内の場合もこれに準ずる。

(1) 地震発生又は東海地震に関する情報の発表

テレビ・ラジオ等で震度情報または東海地震に関する情報等を確認し、配備基準に従い登庁する。

(2) 地震直後の緊急措置

- ① 庁舎等の施設、設備の被害状況の把握
庁舎外部（壁、ガラス、扉等）、庁舎内部（天井、壁、建具等）の被害状況調査
- ② 通信機能の確保
ア 防災行政無線により、本部、支部間の通信を確保
イ 衛星携帯電話の設置
ウ FUJISAN の開設
- ③ 在庁者の安全確保及び避難誘導（勤務時間内の場合）
- ④ 情報収集活動

(3) 災害対策本部の設置

本部会議の開催（被害の概況報告、避難誘導・人命救助等の応急対策の報告）

(4) 初動期の災害情報の収集

- ① 自主防災会からの地域情報（地域の被害情報）
- ② 職員からの情報（登庁時に把握した被害状況）
- ③ 住民からの情報（被害情報）
- ④ 警察からの情報（死傷者、交通傷害、規制等）
- ⑤ 消防からの情報（火災、救急等）

(5) 初動活動の実施

人命救助・避難誘導・情報収集等

※災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。

川根本町災害対策本部編成表 I 期（概ね72時間）

本 部 長	町長 鈴木 敏夫		副 本 部 長	副町長 森 紀代志	教育長 大橋 慶士
班 名 (班 長)	副班長	書記	班 員		
總 務 班 (總務課長) 野崎郁徳	森下 育昭 澤口誠一郎	小 澤美緒	坂下 誠・堤 孝行・柴 亨・大村一成・中村益幸 酒井 泰・瀧 智之・櫻井裕里・榛葉大樹		
議 会 班 (議会事務局長) 大村敏秋			※情報収集班 ※班長は本部会に出席		
情 報 班 (企画課長) 山本銀男	山田貴之 梶山正幸	和 田昭宏	北村浩二・笹木一則・鈴木章生・高木 良 中村康彦・梶山雄紀・西村知恵・山村のどか 【オフロードバイク隊】 高村康弘・高畑良成・根本訓徳・栗原秀幸・川畑昭尚 土屋正成・増田高宏		
建 設 班 (建設課長) 大村浩美	北原徳博	太 田英亮			
救 護 衛 生 班 (生活健康課長) 鳥本宗幸	平松敏浩 山本庸輔	林 三 貴			
福 祉 班 (福祉課長) 海老名重徳	池本祐子 鈴木浩之	榊 原 和			
税 務 経 理 班 (税務課長) 伊藤千佳子	中野裕文	大 村泰子			
産 業 班 (産業課長) ※応急対策班					
文 教 班 (教育総務課長) 前田修兎	坂本喜弘	鈴 木裕麻			
応 急 対 策 班 (産業課長) 後藤泰久	池本智安	横畑和哉・赤土香澄・白瀧雄一・小平勝彦・高村理恵・浜谷卓弥 藤森 敦・宮崎悦子・森下和典・伊藤恵美・馬場衣海・風間昭子 澤井直子・櫻井久美・沢柳 桂・藤田奈緒 岩田尚也・瀧浪直子・中村和良・大嶋雄一郎・中村千鶴華・河野彰吾 山下貴弘・中野 綾 相村 禎・長島 誠・佐々木直人・宮木清美・森下忠明・澤谷綾子 中村昂亮 西井戸祐美・大石野々花・高塚博子 駒井宗子・中村妙子・和田智保・北村佳奈子・大石利絵子・鈴木好美 太田麻美・大窪一輝 松井佐織 風間一章・大城正幸・中村克哉・中村靖久・芹澤健司・鈴木裕弥 大村尚澄・太田みさ子・森下峯子・鈴木将実			

川根本町災害対策本部編成表 II期（概ね3日後から）

本 部 長	町長 鈴木 敏夫		副 本 部 長	副町長 森 紀代志	教育長 大橋 慶士
班 名 (班 長)	副班長	書記	班 員		
総 務 班 (総 務 課 長) 野崎 郁 徳	森下 育 昭		澤口誠一郎・坂下 誠・堤 孝行・柴 亨・大村一成 中村益幸・酒井 泰・瀧 智之・小澤美緒・櫻井裕里 榛葉大樹		
議 会 班 (議 会 事 務 局 長) 大村 敏 秋			和田 昭 宏 ・ 山村のどか		
情 報 班 (企 画 課 長) 山本 銀 男	山田 貴 之		梶山正幸・北村浩二・高村康弘・笹木一則・鈴木章生 高木 良・中村康彦・増田高宏・梶山雄紀・西村知恵		
建 設 班 (建 設 課 長) 大村 浩 美	北原 徳 博		風間一章・大城正幸・中村克哉・中村靖久・芹澤健司 栗原秀幸・鈴木裕弥・太田英亮・大村尚澄 池本智安・高畑良成・根本訓徳・横畑和哉・赤土香澄 白瀧雄一・小平勝彦・高村理恵・浜谷卓弥・藤森 敦 ※産業課職員は状況により産業班に移行する		
救 護 衛 生 班 (生 活 健 康 課 長) 鳥本 宗 幸	平松 敏 浩		山本庸輔・宮崎悦子・森下和典・伊藤恵美・馬場衣海 風間昭子・澤井直子・櫻井久美・林 三 貴・澤 柳 桂 藤田奈緒		
福 祉 班 (福 祉 課 長) 海老名重徳	鈴木 浩 之		池本祐子・相村 禎・長島 誠・佐々木直人・宮木清美 森下忠明・澤谷綾子・榊原 和・中村昂亮・西井戸祐美 大石野々花・高塚博子・駒井宗子・中村妙子・和田智保 北村佳奈子・大石利絵子・鈴木好美・太田麻美・大窪一輝 松井佐織		
税 務 経 理 班 (税 務 課 長) 伊藤千佳子	中野 裕 文		岩田尚也・瀧浪直子・中村和良・大嶋雄一郎・中村千鶴華 河野彰吾・山下貴弘 大村泰子・中野 綾		
産 業 班 (産 業 課 長) 後藤 泰 久			※II期は建設班の応援 ※班長は本部会に出席		
文 教 班 (教 育 総 務 課 長) 前田 修 児	坂本 喜 弘		鈴木 裕 麻 太田みさ子・森下峯子・鈴木将実		
応 急 対 策 班 (産 業 課 長) 後藤 泰 久		※応急対策の状況により廃止する			

川根本町災害対策本部編成表 Ⅲ期（概ね1週間後から）

本 部 長	町長 鈴木 敏夫		副 本 部 長	副町長 森 紀代志	教育長 大橋 慶士
班 名 (班 長)	副班長	書記	班 員		
総 務 班 (総 務 課 長) 野 崎 郁 徳	森 下 育 昭		澤口誠一郎・坂下 誠・堤 孝行・柴 亨・大村一成 中村益幸・酒井 泰・瀧 智之・小澤美緒・櫻井裕里 榛葉大樹		
議 会 班 (議 会 事 務 局 長) 大 村 敏 秋			和田昭宏・山村のどか		
情 報 班 (企 画 課 長) 山 本 銀 男	山 田 貴 之		梶山正幸・北村浩二・高村康弘・笹木一則・鈴木章生 高 木 良・中村康彦・増田高宏・梶山雄紀・西村知恵		
建 設 班 (建 設 課 長) 大 村 浩 美	北 原 徳 博		風間一章・大城正幸・中村克哉・中村靖久・芹澤健司 栗原秀幸・鈴木裕弥・太田英亮・大村尚澄 高畑良成・根本訓徳・横畑和哉・赤土香澄・白瀧雄一 小平勝彦・高村理恵・浜谷卓弥・藤森 敦 ※産業課職員は状況により産業班に移行する		
救 護 衛 生 班 (生 活 健 康 課 長) 鳥 本 宗 幸	平 松 敏 浩		山本庸輔・宮崎悦子・森下和典・伊藤恵美・馬場衣海 風間昭子・澤井直子・櫻井久美・林 三貴・澤柳 桂 藤田奈緒		
福 祉 班 (福 祉 課 長) 海 老 名 重 徳	鈴 木 浩 之		池本祐子・相村 禎・長島 誠・佐々木直人・宮木清美 森下忠明・澤谷綾子・榊原 和・中村昂亮・西井戸祐美 大石野々花・高塚博子・駒井宗子・中村妙子・和田智保 北村佳奈子・大石利絵子・鈴木好美・太田麻美・大窪一輝 松井佐織		
税 務 経 理 班 (税 務 課 長) 伊 藤 千 佳 子	中 野 裕 文		岩田尚也・瀧浪直子・中村和良・大嶋雄一郎・中村千鶴華 河野彰吾・山下貴弘 大村泰子・中野 綾		
産 業 班 (産 業 課 長) 後 藤 泰 久	池 本 智 安		高畑良成・根本訓徳・横畑和哉・赤土香澄・白瀧雄一 小平勝彦・高村理恵・浜谷卓弥・藤森 敦		
文 教 班 (教 育 総 務 課 長) 前 田 修 児	坂 本 喜 弘		鈴木裕麻 太田みさ子・森下峯子・鈴木将実		

川根本町災害対策支部編成表 I 期

支 部 長	総合支所長 安竹 賢治
班 長	班 員
支部総務班 安竹賢治	藪下和英・鈴木洋子・太田 光・中村裕好・福住昌孝 宮島明利
支部情報班 大村妃佐良	向島裕人・小笠原 聡・久保圭弘・中村隼人・望月大輔
支部建設班	
支部救護衛生班	
支部福祉班	
支部文教班	
応急対策班 神谷 毅	長嶋一幸・鈴木雅裕 小林健実・澤本邦彦 高橋寛明・山本雅俊・中野吉洋・高嶋 章・太田容子 中村 慎・大森義久 松本尚子・山岸厚史・小村倫代・鳥澤由香 望月克規・山田未来 芹澤静恵・小澤いつ子・中田泰子・遠藤美也子・青島佳代子 西村奈緒美・小田綾音・生田由美子 宮崎義兼・高村武広 竹野克彦・小長谷常夫・丹羽大空 服部了士・八木洋一郎

川根本町災害対策支部編成表 II期・III期（概ね3日後）

支 部 長	総合支所長 安竹 賢治
班 長	班 員
支部総務班 安竹賢治	太田 光・福住昌孝
支部情報班 大村妃佐良	向島裕人・小笠原 聡・久保圭弘・土屋正成・中村隼人 望月大輔・長嶋一幸・鈴木雅裕
支部建設班 神谷 毅	小林健実・澤本邦彦 竹野克彦・小長谷常夫・丹羽大空 服部了士・八木洋一郎
支部救護衛生班 中村裕好	松本尚子・川畑昭尚・山岸厚史・小村倫代・鳥澤由香
支部福祉班 鈴木洋子	望月克規・山田未来 芹澤静恵・小澤いつ子・中田泰子・遠藤美也子・青島佳代子 西村奈緒美・小田綾音・生田由美子
支部文教班 藪下和英	宮島明利・高橋寛明・山本雅俊・中野吉洋 高嶋 章・太田容子・中村 慎・大森義久 宮崎義兼・高村武広
応急対策班	※応急対策の状況により廃止する

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

川 根 本 町

平成24年 5 月

はじめに

近年、全国各地で局地的豪雨が頻発しており、土砂災害や水害で多くの命が失われている。

これら土砂災害及び水害に対する警戒避難体制の課題として、

- ①避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、
- ②住民への迅速確実な伝達が難しいこと
- ③避難勧告等が伝わっても住民が避難しないこと
- ④災害時要援護者の被災比率が高いこと

等が挙げられる。

こうした背景から川根本町では、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等に基づき、県の防災関係部局や関係機関と連携し、避難勧告等の判断・伝達に関する検討を行い、本マニュアルを作成した。

- ・本マニュアルは川根本町地域防災計画、川根本町水防計画、川根本町災害時要援護者支援計画と連動しているため、一体として捉え使用することとする。
- ・本マニュアルは、地域住民の意見、避難・伝達等の実情に合わせ、随時検討を重ね改善していくこととする。

目 次

1. 土砂災害編

(1) 対象とする土砂災害及び警戒すべき箇所	1
(2) 避難情報の種類	2
(3) 避難判断基準	2
(4) 情報の入手先	4
(5) 土砂災害の前兆現象	5
(6) 避難情報の伝達方法	6
(7) 避難情報の伝達文	9
(8) 避難勧告の解除	10

2. 水害編

(1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所	11
(2) 避難勧告等の対象となる避難すべき区域	12
(3) 避難情報の種類	14
(4) 避難情報の判断基準	15
(5) 避難情報の伝達基準	18
(6) 避難情報の伝達文	21

資料編

資料 1 土砂災害危険箇所一覧表	22
資料 2 関係機関連絡先	28
資料 3 災害時要援護者関連施設連絡先	29
資料 4 自主防災組織連絡一覧表	30
資料 5 関連用語	31

1. 土砂災害編

土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

【土石流】

山や谷（溪流）の土、石、木などが、大雨や長雨による水と一緒にあって、すごい勢い（およそ時速 40 km～50 km）で流れてくるものをいう。

【がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）】

急傾斜地（傾斜角度 30 度以上で高さが 5m 以上の地形）において大雨や長雨などによる雨水が地面にしみこみ、緩んだがけが、とつぜん崩れ落ちるものをいう。

【地すべり】

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、地下水の力によって持ち上げられた地面が、広い範囲にわたり徐々に動き出すものをいう。

（1）対象とする土砂災害及び警戒すべき箇所

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする土砂災害及び警戒すべき箇所を次のとおりとする。

ア がけ崩れ

傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地崩壊危険箇所（1 4 3 箇所）を警戒すべき箇所とする。

イ 土石流

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が概ね 2 度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流危険箇所（4 2 箇所）を警戒すべき箇所とする。

ウ 地すべり

空中写真の判読や被害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判断される地すべり危険箇所（6 箇所）を警戒すべき箇所とする。

(2) 避難情報の種類

避難情報は次のものがあり、それぞれの情報の特徴を下記に示す。下記の避難情報発令時には、原則として避難所を開設する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

(3) 避難判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項を留意する。

- ①重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換し、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ②土砂災害等の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測で捉えた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等を考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- ③夜間大雨時等の避難は危険を伴うため、特に孤立の恐れがある地域等は、先行して避難情報を発令することを検討すること。
- ④必ずしも「避難準備情報」→「避難勧告」→「避難指示」とはならない。
- ⑤避難判断基準と収集した情報を基に、迅速に避難情報を発令するものとする。

(ア) がけ崩れ・土石流

避難勧告等は、以下の基準のいずれかの状態になった時、今後の気象予測や土砂災害危険箇所
の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報の種類	避難判断基準
避難準備情報 (要援護者避難)	①大雨（土砂災害）警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ②土砂災害の前兆現象が発見された場合 ③【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム】において土砂災害危険度が【黄】になった場合
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発令された時 ②土砂災害の前兆現象が発見された場合 ③近隣で土砂災害が発生している場合 ④【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム】において土砂災害危険度が【橙】【赤】になった場合
避難指示	①土砂災害が発生している場合 ②土砂災害の前兆現象が発見された場合 ③【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム】において土砂災害危険度が【紫】になった場合

(イ) 地すべり

土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や急傾斜地の崩壊を対象としており、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象としていない。

したがって、地すべりについては以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

○一般基準

避難情報の種類	避難判断基準
避難準備情報 (要援護者避難)	①土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発令され被害が発生すると予想される場合 ②土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難指示	①土砂災害の前兆現象が発見された場合

※地すべりは、被害範囲・規模が予測困難であることから、避難対象区域について、前兆現象等の状況を把握し、静岡県を含めた関係機関と協議し検討すること。

(4) 情報の入手先

(ア) 雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
【サイポスレーダー】 (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス http://sipos.shizuoka2.jp/ 携帯電話アドレス http://sipos.shizuoka2.jp/i/
【気象庁ホームページ】	○	ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/index.html

(イ) 土砂災害に係る情報

方法	住民入手	アクセス方法
【土砂災害警戒情報】	—	県危機管理局 (防災行政無線 FAX) 県砂防課 (メール、電話)
【気象庁防災情報提供システム】	—	防災情報提供システムアドレス http://bousai.metinfo.go.jp/bousai/jsp/login/login.jsp ※ログインID、パスワードが必要
【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム】	○	静岡県ホームページ (砂防課) アドレス http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html

【土砂災害警戒情報】

県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報後に土砂災害の発生の目安となる静岡県監視基準を超過する原則として1時間前に発表される。この情報の受信に基づき、市町は現地の状況も加味しつつ、土砂災害に対する避難勧告等の検討や応急対策等を行う。

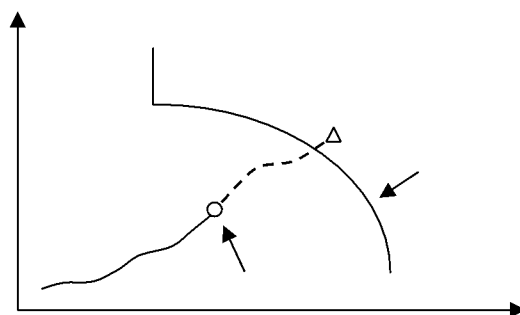
【気象庁防災情報提供システム】

5kmメッシュごとの地域の土砂災害の警戒レベルが、2時間先までの予測と実況で確認できる。この警戒レベルに基づき、市町は避難勧告等の発令の判断を行う参考とする。

【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム】

1kmメッシュにおける危険度、降雨量や土砂災害警戒情報の発表状況、土砂災害危険箇所、スネークグラフ等が把握できる。

○監視基準イメージ図 (スネークグラフ)



(5) 土砂災害の前兆現象

前兆現象の通報があった場合、以下の表を参考に避難の緊急度について判断し、適切な避難勧告等の発令の判断に活用する。

前兆現象と避難緊急度

種別	前兆現象		
	直前	1～2 時間前	2～3 時間前
土石流	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り	溪流内で転石の音 流木発生	流水の異常な濁り
	※「渓流水位の激減」は、降雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、溪流の上流で山腹が崩壊し、天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。		
がけ崩れ	湧水の停止 湧水の噴出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り	小石がぼろぼろ落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水量の増加 表面流発生
	注) がけ崩れについては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。		
地すべり	切迫性が極めて大	切迫性が大	切迫性がやや小
	地鳴り・山鳴り 地面の震動	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加
注) 地すべりは、上記の現象はかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。			

(6) 避難情報の伝達方法

ア 避難情報の伝達先・伝達方法

避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は次のとおりとする。

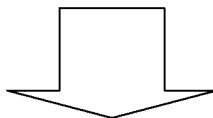
伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 ホームページ テレビ・ラジオ 広報車 消防車	総務課 企画課 総務課 総務課 総務課
	自治会長	電話・FAX	総務課
土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設	要援護者施設 学校 保育園・幼稚園	電話・FAX	福祉課・教育委員会
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県中部危機管理局 静岡県島田土木事務所	地域防災無線 電話・FAX アシスト2	総務課
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ	電話・FAX	企画課
町関係機関	区域内の避難所、公共施設	電話 同報無線	総務課

※ 住民等への連絡において、地域防災無線、電話等を使えない場合は、災害対策本部・支部職員等が伝令を行ったり、広報車による呼びかけを行う。

イ 次の伝達手段により伝達し、漏れがないか確認する。

手段

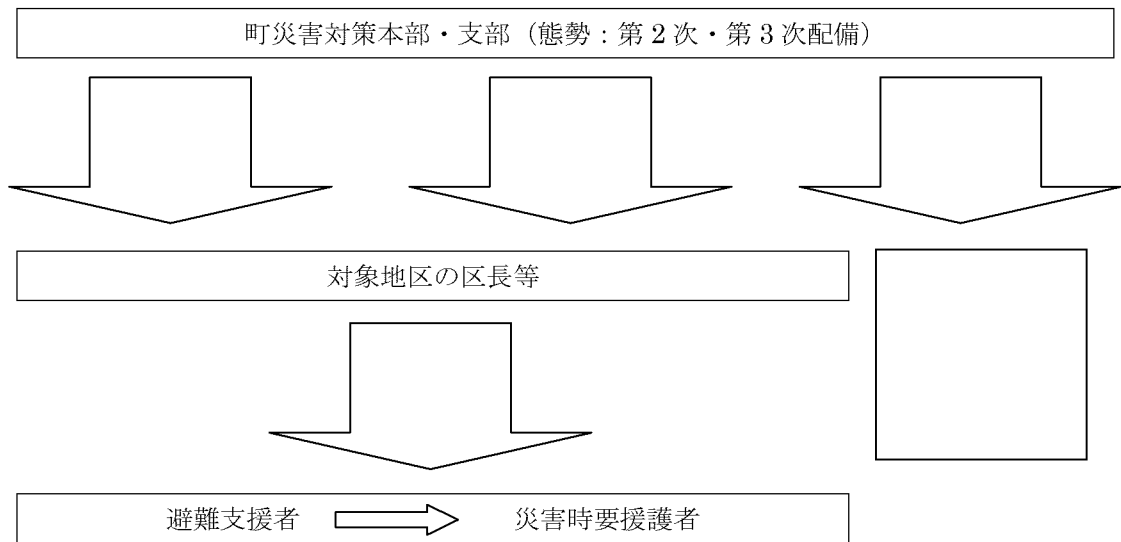
- 電話・FAX
(自治会長へ)
(土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設)
- 町ホームページへの掲載
- 同報無線
- 広報車での広報
- 報道機関への情報提供



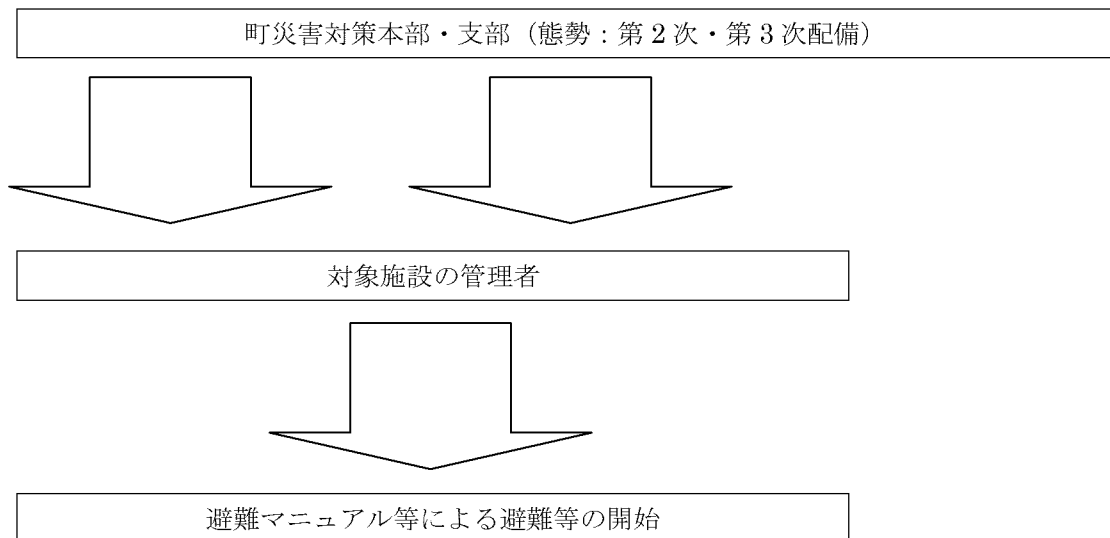
自治会・自主防災からの情報
テレビ・ラジオによる情報
インターネットによる情報
同報無線からの情報
広報車からの情報

ウ 災害時要援護者への伝達方法

土砂災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）に対する情報の伝達方法は次のとおりとする。



エ 土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設への伝達方法



(7) 避難情報の伝達文 (例)

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」、「避難所について具体的に伝達すること」、「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文が次の例文を基本とする。

<p>■避難準備情報の伝達文</p> <p>こちらは、川根本町災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、川根本町に大雨警報（土砂災害）が発表されています。・これまでの雨や今後の予想から土砂災害の発生は予想されます。・近隣のがけから、わき水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。 など <p>このため、○時○分に○○地区に対して「避難準備情報」を出しました。</p> <p>お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに○○地区公民館、○○小学校へ避難をして下さい。</p> <p>その他の方も避難の準備を始めて下さい。</p>
<p>■避難勧告の伝達文</p> <p>こちらは、川根本町災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、川根本町に土砂災害警戒情報が発表されています。・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。・○○裏で、擁壁にクラックの発生が確認されました。 など <p>このため、○時○分に○○地区に対して「避難勧告」を出しました。</p> <p>直ちに○○地区公民館、○○小学校へ避難をして下さい。</p> <p>なお、○○付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難して下さい。</p>
<p>■避難指示の伝達文</p> <p>(緊急放送！緊急放送！) こちらは、川根本町災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、川根本町に土砂災害警戒情報が発表されています。・すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状況です。・○○裏に落石があり、すぐにもがけ崩れが発生する非常に危険な状況です。・近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。 など <p>このため、○時○分に○○地区に対して「避難指示」を出しました。</p> <p>直ちに○○地区公民館、○○小学校へ急いで避難をして下さい。</p> <p>十分な時間がない方は、がけ（または溪流）からできるだけ離れて、安全な建物に避難して下さい。</p>

(8) 避難勧告の解除

避難勧告等の発令は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性、河川の水位や降雨の状況等も踏まえた避難勧告等の発令解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し解除とする。

- ・土砂災害警戒情報又は大雨・洪水警報が解除された場合
- ・各種気象情報等により、住民の安全が確保できると判断される場合
- ・現場巡視により土砂災害の前兆現象がない場合

【避難勧告等を解除する場合の現地確認について】

A. 災害が発生しなかった場合

斜面や溪流の不安定土砂に変状のないことを確認。斜面からの湧水量や溪流の流量が通常期に近いレベルであることを確認。

B. 災害が発生した場合

土砂災害が発生した箇所においては、土砂災害警戒情報におけるスネークラインが安全領域に戻っても安全であることにはならない。降雨が終了しても、流水が多い状態であれば斜面上あるいは溪流内に残る不安定土砂が再移動する可能性は引続き高いと考えるべきである。解除の判断については、災害が発生しなかった場合に付け加えて、下記のいずれかを確認することが望ましい。

- ①不安定土砂が存在しないこと。
- ②不安定土砂が再移動を開始しても下流の保全対象に影響を与えない程度に流水が減少していること。ただし、次期出水に対して、個別の避難体制を整備する必要がある。
- ③想定される土砂の再移動現象に対して保全対象の安全性が確保できる、あるいは安全に避難することが出来る状態に対策工や検知センサー等が整備されていること。

2 水害編

水害とは、水によって起こされる災害のことで、その要因となる現象として外水はん濫と内水はん濫がある。具体的には、堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を大量に含んだ相当量のはん濫水が高速流で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象を「外水はん濫」という。

また、河川の水位上昇によりこれに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水はん濫」という。

(1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

河川の状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする災害要因及び警戒すべき区間・区域を次のとおりとする。

ア 外水はん濫

大井川

No.	区域	左右岸	注意を要する理由	地区名
1	昭和橋上流 200m ～昭和橋下流 1500m	左	断面狭小	地名
2	中部コンクリート手前 200m ～柿間沢	左右	堤防高不足 (断面狭小)	梅高
3	万世橋下流 200m ～茶茗館下流 800m	左右	断面狭小	水川
4	大井川鉄道青部駅付近	左	堤防高不足	青部
5	川根大橋から下流	左右	断面狭小	千頭
6	中部電力社宅前	右	断面狭小	千頭

※水防計画書抜粋

イ 内水はん濫

(ア) 桑野山地区内排水（雨水等）

- 警戒すべき箇所：桑野山地区

(イ) 島沢川

- 警戒すべき箇所：田代地区

(ウ) 水田排水路

- 警戒すべき箇所：徳山地区

(エ) ホンタリ沢川

- 警戒すべき箇所：上長尾地区

(オ) 清水沢川

- 警戒すべき箇所：高郷地区

(2) 避難勧告等の対象となる避難すべき区域

ア 避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、はん濫特性や住民の避難行動等に配慮して、次の該当基準により設定する。

■外水はん濫に係る区域

- ①過去の浸水実績（七夕豪雨、平成10年豪雨、平成16年豪雨等）で宅地浸水が発生した区域
- ②はん濫流の到達時間が3時間以内の区域
- ③上記2項目等を基本に総合的に判断し設定する。

■内水はん濫に係る区域

- ①過去の浸水実績（七夕豪雨、平成10年豪雨、平成16年豪雨等）で宅地浸水が発生した区域
- ②下流に排水機場があり、水門操作や運転状況によって浸水の拡大が想定される区域
- ③上記2項目等を基本に、総合的に判断し設定する。

イ はん濫特性や住民の避難行動等への配慮

(ア) 外水はん濫

- ① 破堤時のはん濫水は、家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。
- ② 破堤時は、浸水深、浸水区域も一気に増加するため、低地でははん濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。
- ③ 内水による浸水の進行により、外水はん濫の危険性が高まった段階では避難が困難となる場合、又急流河川は、浸水が深くなくてもはん濫水の流速が速く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。
 - ・浸水深が50cmを上回る場所での避難行動は危険
 - ・流速が速い場合、浸水深が20cm程度でも歩行不可能
 - ・用水路等への転落の恐れがある場合は、道路冠水が10cm程度でも危険
 - ・歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難することが効果的

(イ) 内水はん濫

- ① 外水はん濫よりも浸水深さは浅いが、地下施設等では生命に係る災害となる。
- ② 小河川のはん濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。

ウ 避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

(ア) 外水はん濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	避難所	広域避難所
大井川	破堤、越水 した場合の 避難範囲	地名	地名地域振興センター	中川根中学校
		梅高	梅高地域振興センター	中川根中学校
		徳山	徳山コミュニティ防災センター	徳山コミュニティ防災センター 県立川根高校
		水川	水川地域振興センター	中川根中学校
		青部	青部地区集会所	本川根中学校
		寺馬	寺馬区会館	本川根小学校
		千頭	千頭東会館	本川根小学校
		小長井	小長井公民館	本川根中学校

※浸水想定がないため、川根本町水防計画書の重要水防箇所に該当する地区を対象とする。

(イ) 内水はん濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	避難所	広域避難所
地区内排水	過去に浸水 被害が発生 した地域	桑野山	桑野山会館	本川根小学校
島沢川		田代	田代地区会館	本川根中学校(※2)
水田排水路		徳山	徳山コミュニティ防災センター	徳山コミュニティ防災センター 県立川根高校
清水沢川		高郷	高郷地域振興センター	中川根中学校
ミコノ上沢川		上長尾	上長尾集落センター	中央小学校

※1 浸水想定がないため、過去に浸水被害が発生した地区を対象とする。

※2 避難所及び広域避難所が浸水被害のおそれがある場合には、状況に応じ避難所を変更する。

エ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

(イ) 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

(ウ) 「外水はん濫に係る区域」と「内水はん濫に係る区域」に共通している区域については、内水はん濫が起こった後に、外水はん濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水はん濫に対する避難場所が外水はん濫時に孤立してしまうことも考えられる。

(エ) 特に内水はん濫に係る区域では、アンダーパス（ガード下）や地下歩道等が水没することに注意する。

(3) 避難情報の種類

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	① 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	② 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ③ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	① 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	① 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始 ② 1階部分が浸水する避難所への避難については、移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難場所も考慮する必要がある。
避難指示	② 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ④ 人的被害の発生した状況	① 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ② 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難勧告等を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から必要な時間を確保する。

(4) 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、以下の基準を参考に今後の気象予測（大雨（浸水）・洪水警報、解析雨量、降水短時間予報等）や大井川避難判断水位到達情報、ダム放流量、河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

ア 外水はん濫に係る基準

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
大井川	<p>①大井川水位観測所の水位が、はん濫注意水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき</p> <p>【はん濫注意水位】</p> <p>川根大橋：3.30m 中徳橋：4.40m</p>	<p>①大井川水位観測所の水位が、避難判断水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき</p> <p>【避難判断水位】</p> <p>川根大橋：4.00m 中徳橋：4.80m</p> <p>②水防団等の監視により、堤防天端まで水位が上昇すると見込まれるとき。</p> <p>③河川管理施設の異常（破堤等のおそれ）を確認したとき</p> <p>④ダム放流の増加により、越水、溢水のおそれがあるとき</p>	<p>①大井川水位観測所の水位が、危険水位相当換算水位に到達することが見込まれるとき</p> <p>【危険水位相当換算水位】</p> <p>川根大橋：4.52m 中徳橋：5.20m</p> <p>②水防団等の監視により、越水、溢水による浸水の発生が高まったとき</p> <p>③河川管理施設に大規模な異常（破堤のおそれ）を確認したとき</p> <p>④ダム放流の増加により、越水、溢水による浸水の発生が高まったとき</p>

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「避難準備情報」の発令を行う。

イ 内水はん濫に係る基準

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
大井川	①川根本町に大雨（浸水）、洪水警報が発令されたとき ②大井川水位観測所の水位が、はん濫注意水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき 【はん濫注意水位】 川根大橋：3.30m 中徳橋：4.40m ③一部道路の冠水が始まると予想されるとき	①一部道路の冠水が始まったとき ②内水はん濫による浸水を確認し、今後浸水深の継続、増加が見込まれるとき ③排水先の河川の水位が上昇し、ポンプ停止の事態や逆流による内水はん濫が発生すると見込まれるとき	①床下浸水の発生が高まったとき ②排水先の河川の水位が上昇し、ポンプ停止の事態や逆流による内水はん濫の危険が高まったとき ③直ちに避難行動を行う必要があるとき

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「避難準備情報」の発令を行う。

ウ 水位・雨量情報の入手方法

機関名	電話番号	備考
島田土木事務所	0547-37-1035	二級河川に関する情報
静岡地方气象台	054-282-3411 ※054-282-3833	気象情報 防災機関用（非公開）
国土交通省静岡河川事務所	054-273-9104	一級河川に関する情報
中部危機管理局	054-644-9104	周辺市町の状況に関する情報

(ア)水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス http://sipos.shizuoka2.jp/ 携帯電話アドレス http://sipos.shizuoka2.jp/m/
島田土木事務所からの情報 (洪水予報等)	—	FAX 受信

(イ)水位観測所

観測所名	流域 河川名	位置		水 位				所管
		市町	大字	水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別警戒)	危険水位 相当換算 (危険)	
川根大橋	大井川	川根本町	千頭	2.70	3.30	4.00	4.52	静岡県
中徳橋	大井川	川根本町	上長尾	3.50	4.40	4.80	5.20	静岡県

(ウ)雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス http://sipos.shizuoka2.jp/ 携帯電話アドレス http://sipos.shizuoka2.jp/m/
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/index.html

エ 留意事項

運用に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア)はん濫注意水位等の水位情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である島田土木事務所や静岡地方气象台等に上流域の降雨や水系全体の水位変化の状況、他市町での被害状況、降雨状況の見通しなど事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (イ)中部危機管理局、警察など関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、水防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (ウ)想定を超える規模の災害が発生することや想定外の事象が発生することもあることから堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報を把握するほか、県の総合防災情報支援システム（アシスト2）で近隣市町の被害情報について把握するとともに、県の土木総合防災情報システム（サイポスレーダー）で雨量水位情報を把握すること。
- (エ)同一の災害で同一のタイミングで発令される避難勧告であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
- (オ)自然現象のため不測の事態等も想定され、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することが適切である場合もあることを想定しておくこと。

(5) 避難情報の伝達方法

ア 避難情報の伝達先・伝達方法

避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は次のとおりとする。

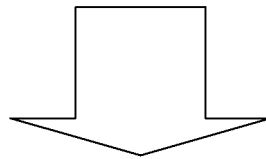
伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 ホームページ 広報車 消防車	総務課 企画課 総務課・建設課 消防団
	自治会長	電話	総務課
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県中部危機管理局 静岡県島田土木事務所	地域防災無線 電話・FAX アシスト2	総務課 総務課 総務課・建設課
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ	電話・FAX	企画課
医療・福祉 関係機関	災害時における応援協定を結 ぶ民間社会福祉施設	電話・FAX	福祉課
町関係機関	区域内の避難所、公共施設	電話 同報無線	総務課 教育委員会

イ 次の伝達手段により伝達し、漏れがないか確認する。

[]

手段

- 電話・FAX（自治会長へ）
- 町ホームページへの掲載
- 同報無線
- 広報車での広報
- 報道機関への情報提供

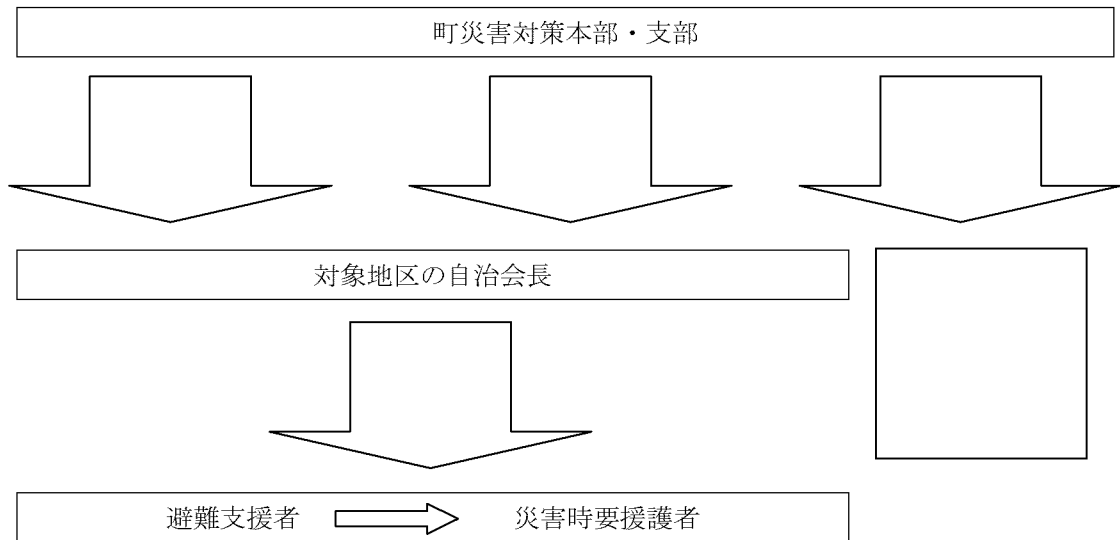


[]

自治会・自主防災からの情報
テレビ・ラジオによる情報
インターネットによる情報
同報無線からの情報
広報車からの情報

ウ 災害時要援護者への伝達方法

浸水被害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）に対する情報の伝達方法は次のとおりとする。



なお、要援護者が適切に避難できるよう「避難準備情報」を出す時期は、要援護者の避難に要する時間を 60 分と想定し設定する。

(ア) 災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の策定

災害時要援護者の避難支援体制の整備を目的に平成 21 年度に策定した川根本町災害時要援護者避難支援計画（全体計画）に基づき、平成 23 年度中に要援護者一人ひとりの避難方法等を記載した個別計画の策定を進める。

(イ) 災害時要援護者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長（自主防災会長）、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、要援護者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

(ウ) 情報手段の確保

要援護者個人ごとに情報伝達手段の確保のため、個別の連絡手段の普及、整備に努める。また、情報伝達体制の確認、検証を行うため地域における要援護者への情報伝達訓練の実施を推進する。

(6) 避難情報の伝達文 (例)

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」、「避難所について具体的に伝達すること」、「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

<p>■避難準備情報の伝達文</p> <p>こちらは、川根本町災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、川根本町に大雨、洪水警報が発表されています。・〇〇川の水位が上昇し、今後、〇〇川があふれる恐れがあります。・1時間後には、道路冠水のおそれがあります。 など <p>このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。</p> <p>お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇地区公民館、〇〇小学校へ避難をして下さい。</p> <p>その他の方も避難の準備を始めて下さい。</p>
<p>■避難勧告の伝達文</p> <p>こちらは、川根本町災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、川根本町に大雨、洪水警報が発表されています。・〇〇川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。・〇〇地区の浸水が拡大しています。 など <p>このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。</p> <p>直ちに〇〇地区公民館、〇〇小学校へ避難をして下さい。</p> <p>なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難して下さい。</p>
<p>■避難指示の伝達文</p> <p>こちらは、川根本町災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、川根本町に大雨、洪水警報が発表されています。・〇〇川の水位が更に上昇し、大変危険な状況です。・〇〇地区の〇〇川の堤防が決壊しました。・〇〇川の水位がはん濫危険水位を超え、堤防から水が溢れる危険があります。 など <p>このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。</p> <p>直ちに〇〇地区公民館、〇〇小学校へ急いで避難をして下さい。</p> <p>十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難して下さい。</p>

土砂災害危険箇所一覧表 (がけ崩れ・土石流)

地区名	5 kmメッシュ 番号	1 kmメッシュ 番号	箇所番号	箇所名	人家 戸数	備考	災害種別
接 岨	122	61-24	107-I-1809	梅地後藤上下	2		がけ崩れ
	122	61-23	107-I-3787	犬間視下尾盛礼	0		がけ崩れ
	122	51-93	107-I-3788	犬間網操出	2		がけ崩れ
	122	61-14	107-II-2481	犬間村上日影	1		がけ崩れ
大 間	102	60-09,19	107-I-1810	千頭中森	10		がけ崩れ
	102	60-09	107-I-2958	千頭中井戸	9		がけ崩れ
	102	60-09	107-I-3791	千頭中大間	4		がけ崩れ
	102	60-09,19	107-II-5859	千頭日向	0		がけ崩れ
	102	60-09,19	107-I-1806	カジカ沢	7		土石流
奥 泉	123	51-61	107-I-3789	奥泉土本	4		がけ崩れ
	122	51-91,61-01	107-I-3790	奥泉市代	0		がけ崩れ
	122	51-61,71	107-II-2482	奥泉小山 A	4		がけ崩れ
	123	51-71	107-II-2483	奥泉小山 B	4		がけ崩れ
	123	51-61	107-II-2484	桑之山細尾	4		がけ崩れ
	123	51-71,81	107-II-2486	奥泉寺開土	6		がけ崩れ
	123	51-71	107-II-2487	奥泉島地	3		がけ崩れ
大 谷	123	51-71	107-II-2488	東藤川谷畑	4		がけ崩れ
	123	51-62,72	107-II-2496	東藤川大沢 A	2		がけ崩れ
	123	51-62	107-II-2497	東藤川大沢 B	2		がけ崩れ
	123	51-62	428-I-002	大沢	6		土石流
沢 間	123	51-70	107-I-2959	千頭カンゾウ上	5		がけ崩れ
	123	51-50	107-I-1807	沢間沢	26		土石流
	123	51-70	107-I-1809	閑蔵沢	1		土石流
桑野山	123	51-41	107-II-2485	桑野山井ノ本	4		がけ崩れ
平 栗	123	51-32	107-II-2489	東藤川村上	1		がけ崩れ
	123	51-32	107-II-2490	東藤川池本 C	0		がけ崩れ
	123	51-32	107-II-2491	東藤川池本 B	2		がけ崩れ
	123	51-32	107-II-2492	東藤川池本 A	0		がけ崩れ
寺 馬	123	51-31,41	107-I-2960	千頭両国	7		がけ崩れ
	123	51-31	107-I-2961	千頭寺野	1		がけ崩れ
	123	51-30	107-II-2498	千頭馬場	3		がけ崩れ
	123	51-30,31,40	428-I-004	神光寺沢	0		土石流
	123	51-30,31	428-I-005	タルノ沢	0		土石流
千頭東	123	51-20	107-I-1815	千頭桑之実	9		がけ崩れ

地区名	5 kmメッシュ 番号	1 kmメッシュ 番号	箇所番号	箇所名	人家 戸数	備考	災害種別
千頭東	123	51-20,30,31	107-I-1814	千頭	6		がけ崩れ
小長井	123	51-21	107-I-1808	東藤川竹ノ本	3		がけ崩れ
	123	51-21,31	107-II-2493	東藤川小長井 A	10		がけ崩れ
	123	51-31	107-II-2494	東藤川古屋城	2		がけ崩れ
	123	51-31	107-II-2495	東藤川小長井 B	8		がけ崩れ
	123	51-21	107-II-2522	東藤川小長井 C	0		がけ崩れ
上 岸	123	51-21	107-II-2499	東藤川森平	1		がけ崩れ
	124	51-11	107-II-2501	上岸中森	1		がけ崩れ
前 山	124	51-11	107-II-2502	東藤川前山 A	6		がけ崩れ
	124	51-11	107-II-2503	東藤川前山 B	1		がけ崩れ
	124	51-11	428-I-006	中沢	3		土石流
	124	51-11	428-I-007	椿沢川	4		土石流
田 代	124	51-10,20	107-II-2505	田代榎平	12		がけ崩れ
柳 三	124	51-10	107-II-2504	東藤川柳瀬	3		がけ崩れ
	103	50-29	107-II-2523	東藤川三盃	4		がけ崩れ
崎 平	104	50-19	107-II-2517	崎平ナカダイラ	5		がけ崩れ
	103	50-29	428-II-002	西山沢	2		土石流
青 部	104	50-08	107-II-2506	東藤川下沢間	1		がけ崩れ
	104	50-09	107-II-2507	青部平野原	0		がけ崩れ
	104	50-09	428-I-008	沢奥沢川	10		土石流
坂 京	124	51-01	107-I-1806	東藤川中村	1		がけ崩れ
	124	51-01	107-I-1807	東藤川中村上	4		がけ崩れ
	124	51-01	107-II-2508	東藤川中野	3		がけ崩れ
	124	51-02	107-II-2509	東藤川黒久保	1		がけ崩れ
	124	51-01,02	107-II-2510	東藤川上ノ山	3		がけ崩れ
	124	51-01	107-II-2511	東藤川カザアラ	2		がけ崩れ
	124	51-01	107-II-2512	東藤川中野下	1		がけ崩れ
	124	41-91	107-II-2513	東藤川川島	4		がけ崩れ
	124	41-91	107-II-2514	東藤川大根発	2		がけ崩れ
	124	41-92,51-02	107-II-2515	東藤川谷野下	1		がけ崩れ
洗富小幡	124	51-14	107-II-2516	東藤川富士城	0		がけ崩れ
	145	41-85	107-II-2518	東藤川幡住	1		がけ崩れ
	145	51-05	107-II-2519	東藤川洗沢	1		がけ崩れ
	124	41-83	107-II-2520	東藤川小猿郷 A	1		がけ崩れ
	124	41-73	107-II-2521	東藤川小猿郷 B	0		がけ崩れ

地区名	5 kmメッシュ 番号	1 kmメッシュ 番号	箇所番号	箇所名	人家 戸数	備考	災害種別
藤川	104	50-17,18	107-II-2423	元藤川小井平 A	8		がけ崩れ
	104	50-18	107-II-2324	元藤川小井平 B	0		がけ崩れ
	104	40-97	107-II-2478	元藤川西平 A	3		がけ崩れ
	104	40-97	107-II-2479	元藤川西平 B	6		がけ崩れ
	104	50-08	107-I-1799	藤川小田	12		がけ崩れ
	104	50-08	107-I-1800	藤川照尾	10		がけ崩れ
	104	50-07,40-98	427-I-001	沢唐沢	81		土石流
	104	40-97	427-I-002	桂沢	14		土石流
	104	50-18	427-II-001	西ノ沢	18		土石流
水川	104	40-77	107-I-2955	水川上出畑 A	21		がけ崩れ
	104	40-78	107-I-2956	水川上出畑 B	9		がけ崩れ
	104	40-77	107-I-3786	水川西 A	11		がけ崩れ
	104	40-77	107-II-2475	水川西 B	2		がけ崩れ
	104	40-88	107-II-2476	水川水口	5		がけ崩れ
	104	40-88	107-II-2477	水川五郎明地	3		がけ崩れ
	104	40-78	427-I-006	橋詰沢 A	6		土石流
	104	40-77	427-I-007	水川沢	24		土石流
	104	40-78,88	427-II-005	平溝沢	3		土石流
	104	40-77	427-II-007	橋詰沢 B	7		土石流
上長尾	104	40-65	107-II-2459	上長尾中根	0		がけ崩れ
	105	40-55					
	86	40-74	107-II-2474	上長尾松尾	1		がけ崩れ
	105	40-56	107-I-1801	上長尾沢バタ	10		がけ崩れ
	104	40-66	427-I-010	田原沢	9		土石流
	105	40-56,57					
高郷	105	40-56	107-I-2954	上長尾湯ノ木ノ本	3		がけ崩れ
	105	40-46	107-II-2455	上長尾高郷 A	4		がけ崩れ
	105	40-46	107-II-2456	上長尾高郷 B	0		がけ崩れ
	105	40-56	107-I-1802	上長尾今市場	6		がけ崩れ
	105	40-46	107-I-2953	上長尾中津川	3		がけ崩れ
	105	40-56	427-II-010	北村沢	6		土石流
	八中	105	40-55	107-II-2457	上長尾八代郷 A	2	
105		40-55	107-II-2458	上長尾八代郷 B	2		がけ崩れ
87		40-54	107-II-2464	上長尾中尾	4		がけ崩れ
梅高	105	40-36	107-II-2450	下長尾北坊 B	2		がけ崩れ
	105	40-46	107-II-2453	下長尾高手山	2		がけ崩れ

地区名	5 kmメッシュ 番号	1 kmメッシュ 番号	箇所番号	箇所名	人家 戸数	備考	災害種別
梅高	105	40-46	107-II-2454	下長尾高手山	7		がけ崩れ
	105	40-46	107-I-3785	上長尾梅島下	22		がけ崩れ
	105	40-46	427-I-011	橋ノ沢	26		土石流
	105	40-45,46	427-II-011	柿間川	1		土石流
下長尾	105	40-36	107-I-1805	下長尾北カイト A	9		がけ崩れ
	105	40-36	107-II-2451	下長尾北カイト C	3		がけ崩れ
	105	40-36	107-II-2452	下長尾タイカウ	0		がけ崩れ
	105	40-36	427-I-012	神谷沢	83		土石流
	105	40-36	427-I-013	大クルマ沢	10		土石流
瀬平	105	40-26	107-II-2447	下長尾瀬沢 A	3		がけ崩れ
	105	40-26	107-II-2448	下長尾瀬沢 B	6		がけ崩れ
	105	40-16	107-II-2449	下長尾瀬沢 C	0		がけ崩れ
久保尾	87	40-23	107-II-2460	下長尾向井 A			がけ崩れ
	87	40-24	107-II-2461	下長尾向井 B	2		がけ崩れ
	87	40-33	107-II-2462	下長尾久保尾 A	4		がけ崩れ
	87	40-23	107-II-2463	下長尾久保尾 B	1		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2465	下長尾原山 A	4		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2466	下長尾原山 B	2		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2467	下長尾原山 C	0		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2468	下長尾原山 D	2		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2469	下長尾原山 E	0		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2470	下長尾原山 F	2		がけ崩れ
	87	40-22	107-II-2471	下長尾原山 G	4		がけ崩れ
久野脇	105	40-06	107-II-2441	久野脇三ツ間 A	2		がけ崩れ
	105	40-06,16	107-II-2442	久野脇三ツ間 B	3		がけ崩れ
	105	40-06	107-II-2443	久野脇三ツ間	2		がけ崩れ
	105	40-06	107-II-2444	久野脇三ツ間-2	6		がけ崩れ
	105	40-16	107-II-2445	久野脇三ツ間渡	4		がけ崩れ
	106	30-96	107-II-2446	久野脇島土	3		がけ崩れ
	地名	106	30-97	107-I-3784	下泉嶋片瀬	4	
105		40-07	107-II-2440	下泉松島	1		がけ崩れ
106		30-86	107-II-2480	地名西地名	5		がけ崩れ
106		30-76,86	107-I-1796	地名竹ノ花	14		がけ崩れ
105		40-07	427-II-016	塩郷沢	1		土石流

地区名	5 kmメッシュ 番号	1 kmメッシュ 番号	箇所番号	箇所名	人家 戸数	備考	災害種別
地名	106	30-97	427-II-017	ショウコウ沢	1		土石流
下泉	105	40-27	107-I-1797	下泉寺東	11		がけ崩れ
	105	40-17	107-I-2952	下泉横郷	7		がけ崩れ
	105	40-49	107-II-2437	下泉小竹 A	4		がけ崩れ
	105	40-49	107-II-2438	下泉小竹 B	1		がけ崩れ
	105	40-37	107-II-2439	下泉中河内	3		がけ崩れ
	105	40-17	427-I-014	西沢	4		土石流
	105	40-17	427-I-015	横郷沢	7		土石流
耆町河内	124	41-70	107-II-2416	文沢宮ヤノ本 A	4		がけ崩れ
	124	41-70	107-II-2417	文沢迎山	1		がけ崩れ
	124	41-70	107-II-2418	文沢宮ヤノ本 B	2		がけ崩れ
	124	41-60	107-II-2419	文沢集会所	0		がけ崩れ
	104	40-69	107-II-2420	文沢梶山	1		がけ崩れ
	105	40-59	107-II-2421	耆町河内ムギジ沢	8		がけ崩れ
	105	40-59	107-II-2422	耆町河内大カイト	1		がけ崩れ
	105	40-59	107-II-2436	耆町河内下河内	1		がけ崩れ
	125	41-70	427-II-012	河内沢	1		土石流
	125	41-70	427-II-013	井戸沢	1		土石流
	125	41-70	427-II-014	祈禱沢	2		土石流
	125	41-50	427-II-015	耆町河内沢	1		土石流
田野口	104	40-67,68	107-II-2432	田野口南沢	2		がけ崩れ
	104	40-67	107-II-2433	田野口久保畑	2		がけ崩れ
	104	40-67	107-II-2435	田野口鈴之平	5		がけ崩れ
	104	40-67	427-I-008	原沢	18		土石流
	104	40-67	427-I-009	足間沢	7		土石流
	104	40-67	427-II-008	黒沢	18		土石流
	105	40-57	427-II-009	馬間沢	1		土石流
徳山	104	40-99	107-I-2957	徳山根岸通 A	5		がけ崩れ
	104	40-89	107-I-3783	徳山野志本 A	0		がけ崩れ
	104	40-99	107-II-2425	徳山根岸通 B	1		がけ崩れ
	104	40-99	107-II-2426	徳山宝殿前	3		がけ崩れ
	104	40-89	107-II-2427	徳山野志本 B	5		がけ崩れ
	104	40-89	107-II-2428	徳山野志本 C	1		がけ崩れ
	104	40-78,88	107-II-2429	徳山正島	8		がけ崩れ
	104	40-99	107-II-2431	徳山根岸通 C	1		がけ崩れ
	104	40-98,99	107-I-1798	徳山田森	8		がけ崩れ

地区名	5 kmメッシュ 番号	1 kmメッシュ 番号	箇所番号	箇所名	人家 戸数	備考	災害種別
徳山	104	40-88,89	427-I-003	桃沢	53		土石流
	104	40-99	427-I-004	杉沢川	7		土石流
	104	40-88,89	427-I-005	野志本沢	7		土石流
	104	40-89	427-II-002	八幡沢	0		土石流
	104	40-88,89	427-II-003	桜沢	6		土石流
	104	40-78,88	427-II-004	車屋沢	3		土石流
	104	40-78	427-II-006	中南沢	5		土石流

土砂災害危険箇所一覧表（地すべり）

地すべり防止区域（農林水産省所管）				
番号	所在地	指定地区名	指定面積（ha）	備考
1	川根本町下長尾	由見	29.75	
2	川根本町下長尾	原山	124.58	
3	川根本町下長尾	久保尾	50.00	
4	川根本町上長尾	中尾	23.85	
5	川根本町東藤川	坂京	68.20	
6	川根本町東藤川	平栗	20.29	

関係機関連絡先

機関名	電話番号	FAX 番号
静岡県危機管理部危機対策課	054-221-3601	054-221-3252
静岡県危機管理部危機政策課	054-221-3731	054-221-3252
静岡県危機管理部危機情報課	054-221-2644	054-221-3252
静岡県中部危機管理局	054-644-9104	054-644-9108
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	054-221-3035	054-221-3260
静岡県交通基盤局河川砂防局土木防災課	054-221-2249	054-221-3564
静岡県交通基盤局河川砂防局砂防課	054-221-3042	054-221-3564
静岡県島田土木事務所企画検査課	0547-37-5272	0547-37-6247
静岡県島田土木事務所維持管理課	0547-37-5276	0547-37-5335
静岡地方气象台技術課	054-286-3411	054-283-6922

機関名	無線電話番号
静岡県庁統制局	5-700-6039・6030
静岡県庁本部管理室 情報班用	5-700-6112~6128
対策班用	5-700-6129~6140

名称（住所）	電話番号	FAX 番号
金谷消防署川根北分遣所	58-3015	
島田警察署上長尾駐在所	56-1310	
島田警察署本川根駐在所	59-2105	

災害時要援護者関連施設連絡先

No.	施設名	住所	TEL	FAX	災害種別
1	老人福祉センター 憩いの家いずみ	奥泉 358-5	59-2993	59-2993	
2	川根本町社会福祉協議会 本川根事務所	上岸 90	59-2315	59-4139	土石流
3	小規模多機能介護ホーム まつおか本川根	東藤川	59-1150	59-1150	
4	特別養護老人ホーム あかいしの郷	徳山 1620-1	57-1234	57-1200	
5	小規模多機能介護ホーム まつおか	徳山 1683-1	57-1133	57-1133	
6	川根本町社会福祉協議会 中川根事務所	上長尾 990	56-1872	56-1879	がけ崩れ
7	デイサービスかわね	下長尾 262	58-6511	58-6511	
8	高齢者生きがいの郷	上長尾 829-2-2	56-2180	56-2180	内水はん濫
9	高齢者むつみの郷	下長尾 2148-1	56-1510	56-1510	
10	みどりの丘	上岸 90	59-3810	59-4139	土石流
11	みどりの丘えまつ	下長尾 169	56-1733	56-1733	土石流
12	さゆり幼稚園	徳山 845	57-2233	57-2239	
13	桜保育園	東藤川 915	59-2201	59-2201	
14	三ツ星保育園	上長尾 570-1	56-0043	56-0043	
15	徳山聖母保育園	徳山 1865	57-2234	57-2234	土石流
16	子育て支援施設	元藤川 201-1	57-2231	57-2231	

関 連 用 語

用語	意味
あ行	
おおあめけいほう 大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して、気象庁が行う予報のこと。
アンダーパス	道路が鉄道路線や他の道路、河川等との交差において、立体的にその施設の下をくぐり通し、交差させ、スムーズな交通の流れにするための交差の仕方をいう。
いっすい えっすい 溢水・越水	川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防があるところでは「越水」を使う。
か行	
かいせきうりょう 解析雨量	国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。
くず がけ崩れ	雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。
がいうすい らん 外水はん濫	堤防を有さない河川では、水位の上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量のはん濫流が高速で流れ出し浸水深や浸水域が一気に増加する現象。
かんすい 冠水	田畑や作物などが水をかぶること。
きけんすい 危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こる恐れがある水位。
きけんすいいそうとうかんさんすい 危険水位相当換算水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こる恐れがある水位を基準観測所における水位に換算した水位。
けいかいすい 警戒水位	出水時に災害が起こる恐れがある水位。水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。

けっかい 決壊	堤防が崩壊し、川の水が堤防から流れ出すこと。
こうずい 洪水	河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び破堤または堤防からの越水が起こり河川敷の外側に水が溢れること。
こうずいよほう 洪水予報	大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に出される。気象庁が発表する洪水予報と国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報がある。国土交通省は二つ以上の都府県にわたる河川、または流域面積の大きい河川で大きな損害が生ずる恐れがあるとして指定している。
さ行	
さいがいたいさくほんぶ 災害対策本部	都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
サイボスレーダー	静岡県土木総合防災情報のことで、降雨量、河川水位の観測データを配信するシステム。
CL (Critical Line)	土砂災害警戒避難基準雨量の設定において、土砂災害が発生しやすい降雨水準である領域と土砂災害が発生しにくい領域を分けるため設定する線のこと。
じ 地すべり スネークグラフ ぜんちょうげんしょう 前兆現象	<p>粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおいて、縦軸に60分積算雨量、横軸に土壌雨量指数で表し、CL（監視基準）との関係を示すグラフのことである。</p> <p>土砂災害の前に、発生する溪流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難につながることもある。</p> <p>① がけ崩れ前兆現象：がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がバラバラ落ちてくる。</p> <p>② 土石流の前兆現象：山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。雨が降り続けているのに川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。</p> <p>③ 地すべりの前兆現象：地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。</p>

じかんうりょう 時間雨量	正時と正時の間（例：9時から10時）の1時間の雨量。 「10時の時間雨量」は、9時から10時の時間雨量であることを示す。
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	「自分達の生活地域は、自分たちで守ろう。」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。
しんすい 浸水	もの（住宅等）が水に浸ったり、水が入り込むこと。床下浸水、低地の浸水など。
しんすいそうていくいきず 浸水想定区域図	洪水予報指定河川において計画で想定している洪水が発生したときに、被害が想定される沿線地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水想定区域及びその水深を示したもの。
すい 水位	川の水面の高さ。多くは川底からの高さで表現される。
た 行	
どしゃさいがい 土石災害	土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。
どしゃさいがいけいかいじょうほう 土石災害警戒情報	土石災害警戒情報は、大雨により土石災害の危険度が高まった市町を特定し、静岡県と静岡地方気象台が共同して発表する情報のこと。市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。
どじょううりょうしすう 土壌雨量指数	気象庁で採用している土石災害発生危険性を判断するための指標のこと。「実際降っている雨量の解析値」を基に、「川などへ流出した量とさらに深い地下へ浸透した量」を引いた土壌中の水分量をモデル化し、各タンクの貯留量の合計を「土壌雨量指数」として作成している。数値が大きいくほど土石災害や洪水など大雨による災害発生の可能性が高くなる。土石災害警戒情報発表の基準にも使用している。
どせきりゅう 土石流	大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混ざりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。
どうほうむせん 同報無線	同時通報無線システムのこと。
とくべつけいかいすい 特別警戒水位	警戒水位を超える水位で避難判断の参考のひとつとなる水位。
な 行	

ないすい らん 内水はん濫	河川の水位上昇によりこれに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。
は行	
はいすいきじょう 排水機場	河川の水を強制的に排水するために設けられた排水ポンプを備えた施設のこと。
はてい 破堤	堤防が決壊すること。
らんちゅういすい はん濫注意水位	はん濫の起こる恐れがあり、注意を要する水位のこと。
ひなんじょ 避難所	被災により自宅等で生活できない場合や、被害の恐れのある場合に、住民を受け入れ、保護する施設のこと。
ひなんじょうほう 避難情報	避難に必要な情報のことで、ここでは「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」のことをいう。
ひなんばしょ 避難場所	住民が身の安全を確保するため、避難所等への避難に際して避難する場所のこと。
ひなんはんだんすい 避難判断水位	はん濫により被害が発生する可能性が明らかに高まり、避難行動を開始しなければいけないと判断する水位のこと。
ひなんかんこく 避難勧告	災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、人命を災害から保護し災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は地域の居住者、滞在者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは立退きを指示することができる。
ひなんしじ 避難指示	被害の危険が切迫した時に発せられる情報。
ひなんじゅんぴじょうほう 避難準備情報	避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかける情報。
ひもん ひかん 樋門・樋管	川から取水したり川へ排水するために、堤防を横切って埋設して作られた水路。
や行	
ようえんごしゃ 要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。 一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語を理解できない外国人等のこと。

ら行	
60 分間積算雨量	60 分前から現在までの雨量を積算したもの。土砂災害警戒情報発表の基準にも使用している。
りゅうそく 流速	水などが流れる速さのこと。

参考資料7 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

No.	地区名	区域名	指定面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	指定年月日	備考
1	地名	竹ノ花	20,243	14	H15.1.14	
2	徳山	田森	6,068	8	H14.5.7	
3	藤川	小田	17,304	12	H10.11.20	
4	藤川	照尾	9,894	10	H18.1.4	
5	上長尾	沢バタ	14,400	10	H12.10.17	
6	高郷	今市場	31,118	25	H20.3.28	
7	久野脇	三ツ間	19,787	10	H16.11.9	
8	高郷	中津川	5,383	3	H15.2.25	
9	梅高	梅島下	10,115	22	H16.7.2	
10	千頭東	千頭	4,496	6	S50.8.26	
11	千頭東	千頭No,2	497	4	H16.3.23	
12	下泉	寺東	15,890	18	H21.2.6	
13	水川	上出	24,917	12	H19.3.9	
14	奥泉	谷畑	5,236	7	H23.9.16	
15	崎平	崎平	6,675	13	H24.9.21	

参考資料8 土砂災害警戒区域指定一覧

1 急傾斜地

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
1	107-I-1806	坂京	東藤川中村	○		平成21年3月31日
2	107-I-1807	坂京	東藤川中村上	○		〃
3	107-I-1809	梅地	梅地後藤上下	○		〃
4	107-I-1810	大間	千頭中森	○		〃
5	107-I-2958	大間	千頭中井戸	○		〃
6	107-I-2959	閑蔵	千頭カンゾウ上	○		〃
7	107-I-3787	尾盛	犬間下尾茂礼	○		〃
8	107-I-3788	平田	犬間網操出	○		〃
9	107-I-3791	大間	千頭中大間	○		〃
10	107-II-2481	長島	犬間村上日影	○		〃
11	107-II-2485	奥前山	桑野山井ノ本	○		〃
12	107-II-2489	平栗	東藤川村上	○		〃
13	107-II-2490	平栗	東藤川池本C	○		〃
14	107-II-2491	平栗	東藤川池本B	○		〃
15	107-II-2492	平栗	東藤川池本A	○		〃
16	107-II-2508	坂京	東藤川中野	○		〃
17	107-II-2509	坂京	東藤川黒久保	○		〃
18	107-II-2510	坂京	東藤川上ノ山	○		〃
19	107-II-2511	坂京	東藤川カザアラ	○		〃
20	107-II-2512	坂京	東藤川中野下	○		〃
21	107-II-2513	坂京	東藤川川島	○		〃
22	107-II-2514	坂京	東藤川大根発	○		〃
23	107-II-2515	坂京	東藤川谷野下	○		〃
24	107-II-5859	大間	千頭日向	○		〃
25	107-I-1797	下泉	下泉寺東	○		平成22年3月30日
26	107-I-1805	下長尾	下長尾北カイトA	○		〃
27	107-I-2952	下泉	下泉横郷	○		〃
28	107-I-2954	高郷	上長尾湯ノ木ノ本	○		〃
29	107-I-2955	水川	水川上出畑A	○		〃
30	107-I-2956	水川	水川上出畑B	○		〃
31	107-I-2957	徳山	徳山根岸通A	○		〃
32	107-I-3783	徳山	徳山野志本A	○		〃
33	107-I-3784	下泉	下泉嶋片瀬	○		〃

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
34	107-I-3786	水川	水川西A	○		平成22年3月30日
35	107-II-2416	文沢	文沢宮ヤノ本A	○		〃
36	107-II-2417	文沢	文沢迎山	○		〃
37	107-II-2418	文沢	文沢宮ヤノ本B	○		〃
38	107-II-2419	文沢	文沢集会所	○		〃
39	107-II-2420	文沢	文沢梶山	○		〃
40	107-II-2421	壺町河内	壺町河内ムギジ沢	○		〃
41	107-II-2422	壺町河内	壺町河内大カイト	○		〃
42	107-II-2423	藤川	元藤川小井平A	○		〃
43	107-II-2424	藤川	元藤川小井平B	○		〃
44	107-II-2425	徳山	徳山根岸通B	○		〃
45	107-II-2426	徳山	徳山宝殿前	○		〃
46	107-II-2427	徳山	徳山野志本B	○		〃
47	107-II-2428	徳山	徳山野志本C	○		〃
48	107-II-2429	徳山	徳山正島	○		〃
49	107-II-2431	徳山	徳山根岸通C	○		〃
50	107-II-2432	田野口	田野口南沢	○		〃
51	107-II-2433	田野口	田野口久保畑	○		〃
52	107-II-2435	田野口	田野口鈴之平	○		〃
53	107-II-2436	壺町河内	壺町河内下河内	○		〃
54	107-II-2437	下泉	下泉小竹A	○		〃
55	107-II-2438	下泉	下泉小竹B	○		〃
56	107-II-2439	下泉	下泉中河内	○		〃
57	107-II-2440	下泉	下泉松島	○		〃
58	107-II-2441	久野脇	久野脇三ツ間A	○		〃
59	107-II-2442	久野脇	久野脇三ツ間B	○		〃
60	107-II-2443	久野脇	久野脇三ツ間	○		〃
61	107-II-2444	久野脇	久野脇三ツ間-2	○		〃
62	107-II-2445	久野脇	久野脇三ツ間渡	○		〃
63	107-II-2446	久野脇	久野脇島土	○		〃
64	107-II-2447	瀬沢	下長尾瀬沢A	○		〃
65	107-II-2448	瀬沢	下長尾瀬沢B	○		〃
66	107-II-2449	瀬沢	下長尾瀬沢C	○		〃
67	107-II-2450	梅高	下長尾北カイトB	○		〃
68	107-II-2451	下長尾	下長尾北カイトC	○		〃
69	107-II-2452	下長尾	下長尾タイカウ	○		〃

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
70	107-Ⅱ-2453	梅高	下長尾高手山	○		平成22年3月30日
71	107-Ⅱ-2454	梅高	上長尾高手山	○		〃
72	107-Ⅱ-2455	高郷	上長尾高郷A	○		〃
73	107-Ⅱ-2456	高郷	上長尾高郷B	○		〃
74	107-Ⅱ-2457	八中	上長尾八代郷A	○		〃
75	107-Ⅱ-2458	八中	上長尾八代郷B	○		〃
76	107-Ⅱ-2459	上長尾	上長尾中根	○		〃
77	107-Ⅱ-2460	久保尾	下長尾向井A	○		〃
78	107-Ⅱ-2461	久保尾	下長尾向井B	○		〃
79	107-Ⅱ-2462	久保尾	下長尾久保尾A	○		〃
80	107-Ⅱ-2463	久保尾	下長尾久保尾B	○		〃
81	107-Ⅱ-2464	八中	上長尾中尾	○		〃
82	107-Ⅱ-2465	久保尾	下長尾原山A	○		〃
83	107-Ⅱ-2466	久保尾	下長尾原山B	○		〃
84	107-Ⅱ-2467	久保尾	下長尾原山C	○		〃
85	107-Ⅱ-2468	久保尾	下長尾原山D	○		〃
86	107-Ⅱ-2469	久保尾	下長尾原山E	○		〃
87	107-Ⅱ-2470	久保尾	下長尾原山F	○		〃
88	107-Ⅱ-2471	久保尾	下長尾原山G	○		〃
89	107-Ⅱ-2472	久保尾	下長尾原山H	○		〃
90	107-Ⅱ-2473	久保尾	下長尾原山I	○		〃
91	107-Ⅱ-2474	上長尾	上長尾松尾	○		〃
92	107-Ⅱ-2475	水川	水川西B	○		〃
93	107-Ⅱ-2476	水川	水川水口	○		〃
94	107-Ⅱ-2477	水川	水川五郎明地	○		〃
95	107-Ⅱ-2478	藤川	元藤川西平A	○		〃
96	107-Ⅱ-2479	藤川	元藤川西平B	○		〃
97	107-Ⅱ-2480	地名	地名西地名	○		〃
98	107-I-1808	小長井	東藤川竹ノ本	○		〃
99	107-I-1815	千頭	千頭桑之実	○		〃
100	107-I-2960	寺馬	千頭両国	○		〃
101	107-I-2961	寺馬	千頭寺野	○		〃
102	107-I-3789	奥泉	奥泉土本	○		〃
103	107-I-3790	奥泉	奥泉市代	○		〃
104	107-Ⅱ-2482	奥泉	奥泉小山A	○		〃

105	107-Ⅱ-2483	奥泉	奥泉小山B	○		〃
-----	------------	----	-------	---	--	---

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
106	107-Ⅱ-2484	奥泉	桑野山細尾	○		平成22年3月30日
107	107-Ⅱ-2486	奥泉	奥泉寺開土	○		〃
108	107-Ⅱ-2487	奥泉	奥泉島地	○		〃
109	107-Ⅱ-2488	大谷	東藤川谷畑	○		〃
110	107-Ⅱ-2493	小長井	東藤川小長井A	○		〃
111	107-Ⅱ-2494	小長井	東藤川古屋城	○		〃
112	107-Ⅱ-2495	小長井	東藤川小長井B	○		〃
113	107-Ⅱ-2496	大谷	東藤川大沢A	○		〃
114	107-Ⅱ-2497	大谷	東藤川大沢B	○		〃
115	107-Ⅱ-2498	寺馬	千頭馬場	○		〃
116	107-Ⅱ-2499	上岸	東藤川森平	○		〃
117	107-Ⅱ-2501	上岸	上岸中森	○		〃
118	107-Ⅱ-2502	前山	東藤川前山A	○		〃
119	107-Ⅱ-2503	前山	東藤川前山B	○		〃
120	107-Ⅱ-2504	柳三	東藤川柳瀬	○		〃
121	107-Ⅱ-2505	田代	田代榎平	○		〃
122	107-Ⅱ-2506	青部	東藤川下沢間	○		〃
123	107-Ⅱ-2507	青部	青部平野原	○		〃
124	107-Ⅱ-2516	洗富小幡	東藤川富士城	○		〃
125	107-Ⅱ-2517	崎平	崎平ナカダイラ	○		〃
126	107-Ⅱ-2518	洗富小幡	東藤川幡住	○		〃
127	107-Ⅱ-2519	洗富小幡	東藤川洗沢	○		〃
128	107-Ⅱ-2520	洗富小幡	東藤川小猿郷A	○		〃
129	107-Ⅱ-2521	洗富小幡	東藤川小猿郷B	○		〃
130	107-Ⅱ-2522	小長井	東藤川小長井C	○		〃
131	107-Ⅱ-2523	柳三	東藤川三盃	○		〃

2 土石流

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
1	428-I-001	大間	カジカ沢	○		平成21年3月31日
2	428-I-002	沢間	沢間沢	○		〃
3	428-I-003	閑蔵	閑蔵沢	○		〃
4	427-I-001	元藤川	沢唐沢	○		平成22年3月30日
5	427-I-002	元藤川	桂沢	○		〃
6	427-I-003	徳山	桃沢	○		〃
7	427-I-004	徳山	杉沢川	○		〃
8	427-I-005	徳山	野志本沢	○		〃
9	427-I-006	水川	橋詰沢A	○		〃
10	427-I-007	水川	水川沢	○		〃
11	427-I-008	田野口	原沢	○		〃
12	427-I-009	田野口	足間沢	○		〃
13	427-I-010	上長尾	田原沢	○		〃
14	427-I-011	梅高	橋ノ沢	○		〃
15	427-I-012	下長尾	神谷沢	○		〃
16	427-I-013	下長尾	大クルマ沢	○		〃
17	427-I-014	下泉	西沢	○		〃
18	427-I-015	下泉	横郷沢	○		〃
19	427-II-001	元藤川	西ノ沢	○		〃
20	427-II-002	徳山	八幡沢	○		〃
21	427-II-003	徳山	桜沢	○		〃
22	427-II-004	徳山	車屋沢	○		〃
23	427-II-005	水川	平溝沢	○		〃
24	427-II-006	徳山	中南沢	○		〃
25	427-II-007	水川	橋詰沢B	○		〃
26	427-II-008	田野口	黒沢	○		〃
27	427-II-009	田野口	馬間沢	○		〃
28	427-II-010	高郷	北村沢	○		〃
29	427-II-011	梅高	柿間川	○		〃
30	427-II-012	文沢	河内川	○		〃
31	427-II-013	文沢	井戸沢	○		〃
32	427-II-014	文沢	祈禱沢	○		〃
33	427-II-015	壺町河内	壺町河内沢	○		〃
34	427-II-016	下泉	塩郷沢	○		〃
35	427-II-017	下泉	ショウコウ沢	○		〃

36	428- I -002	大谷	大沢	○		〃
----	-------------	----	----	---	--	---

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
37	428- I -004	寺馬	神光寺沢	○		平成22年3月30日
38	428- I -005	寺馬	タルノ沢	○		〃
39	428- I -006	前山	中沢	○		〃
40	428- I -007	前山	椿沢川	○		〃
41	428- I -008	青部	沢奥沢川	○		〃
42	428- II -002	富沢	西山沢	○		〃

参考資料9 地すべり危険地区一覧

No.	所在地	指定地区名	指定面積	治山事業 進捗状況	地すべり防止 区域指定
1	久保尾	由美	43 ha	未成	有
2	久保尾	久保尾	213 ha	一部概成	有
3	久保尾	原山	147 ha	一部概成	有
4	八中	八代郷	44 ha	一部概成	無
5	八中	中尾	23.9 ha	一部概成	有
6	上長尾	長野	25.5ha	一部概成	無
7	平栗	池本	57 ha	一部概成	有
8	坂京	中林	69 ha	一部概成	有

参考資料10 河川危険箇所(重要水防箇所)一覧

No.	河川名	地先名	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防倉庫	位置 (km)
1	大井川	水川	2,200	断面狭小	A	積み土のう工	徳山	55.60～57.80
2	"	上長尾	600	堤防高不足 (断面狭小)	B	積み土のう工	上長尾	51.20～51.80
3	"	地名	400	断面狭小	B	積み土のう工	下泉	40.80～41.20
4	"	青部	140	堤防高不足	B	土俵積	千頭	61.20～61.60
5	"	千頭	700	断面狭小	B	土俵積	千頭	67.60～68.30
6	"	千頭	300	断面狭小	B	土俵積	千頭	68.80～69.10

参考資料11 水門等注意箇所一覧

No.	河川名	名称	所在地	形状 (m)	種別	施設管理者 連絡先	連絡先
1	大井川	塩郷堰堤	塩郷	L=146.0 H=15.0 W=5.0	巻揚 自動	中部電力(株)	塩郷堰堤 56-1183
2	"	高郷水門 (樋門)	高郷	L=8.0 H=1.8 W=1.5	鉄製 ラック 巻揚	川根本町	建設課 56-2227
3	"	上長尾 1号樋門	上長尾	L=14.0 H=1.75 W=1.75	鉄製 スライドゲート 手動	"	"
4	"	上長尾 2号樋門	上長尾	L=14.0 H=1.75 W=1.76	鉄製 スライドゲート 手動	"	"
5	"	千頭水門1号 (陸閘)	千頭	H=1.0 W=1.5	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	産業建設室 58-7076
6	"	千頭水門2号 (陸閘)	千頭	H=0.8 W=1.5	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	"
7	"	千頭水門3号 (陸閘)	千頭	H=1.0 W=1.5	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	"
8	"	千頭水門4号 (陸閘)	千頭	H=1.1 W=0.9	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	"
9	"	桑野山水門 1号	桑野山	H=1.5 W=1.5	鋼製 手動巻揚	"	"
10	"	桑野山水門 2号	桑野山	H=1.7 W=1.7	鋼製 手動巻揚	"	"
11	"	田代樋門	田代	H=3.0 W=3.0	鋼製 手動巻揚	"	"
12	"	両国陸閘	千頭	L=7.0 H=1.05	アルミニウム合金 引戸式	"	"

参考資料12 危険物貯蔵・取扱施設一覧表

1. 屋内貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	備考
1	ケーブルテクニカ(株)中川根工場	川根本町徳山1572-1	第4類	1,730L	
2	大井川鐵道(株)南アルプスアプトセンター	川根本町千頭759-1	第4類	5,480L	
3	中部電力(株)大井川ダム管理所	川根本町奥泉字倉柱39-2	第4類	1,900L	

2. 屋外タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	有限会社 鈴木石油	川根本町上長尾2055-1	第4類	21,000L	重油	
2	有限会社 鈴木石油	川根本町上長尾2055-1	第4類	21,000L	重油	
3	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾123-1	第4類	15,000L	重油	
4	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾123-1	第4類	15,000L	重油	
5	水口石油	川根本町上長尾1326-3	第4類	20,000L	重油	
6	水口石油	川根本町上長尾1326-3	第4類	10,000L	重油	
7	水口石油	川根本町上長尾1326-3	第4類	20,000L	灯油	
8	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	20,000L	重油	
9	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	8,500L	重油	
10	株式会社 センズ石油	川根本町桑野山字諏訪ノ本135	第4類	19,000L	重油	
11	株式会社 センズ石油	川根本町桑野山字諏訪ノ本135	第4類	19,000L	軽油	
12	株式会社 センズ石油	川根本町桑野山字諏訪ノ本135	第4類	19,000L	灯油	

3. 屋内タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	地名製茶組合	川根本町地名364-4	第4類	6,000L	重油	
2	中部電力(株) 境川ダム	川根本町久野脇1361	第4類	1,000L	軽油	
3	中部電力(株) 塩郷ダム	川根本町下泉塩郷1885-1	第4類	1,200L	軽油	
4	中部電力(株) 大間ダム	川根本町千頭398-4	第4類	2,100L	軽油	
5	中部電力(株) 千頭ダム	川根本町千頭1-3	第4類	2,100L	軽油	
6	中部電力(株) 寸又川ダム	川根本町奥泉170-8	第4類	3,300L	軽油	
7	中部電力(株) 大井川ダム	川根本町奥泉字倉柱39-2	第4類	3,600L	軽油	
8	農事組合法人 長島製茶組合	川根本町犬間164	第4類	6,000L	重油	

4. 地下タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	川根地区広域施設組合川根浄化プラント	川根本町久野脇1054	第4類	2,000L	メノール	鋼製タンク 2,168L 1本
2	川根地区広域施設組合川根浄化プラント	川根本町久野脇1054	第4類	8,000L	重油	鋼製タンク 8,000L 1本
3	長島ダム工事事務所	川根本町大字犬間地先	第4類	20,000L	軽油	鋼製タンク 21,254L 1本
4	有限会社 飛龍の宿	川根本町千頭346	第4類	1,900L	灯油	鋼製タンク 1,900L 1本
5	川根本町本川根B&G海洋センター	川根本町東藤川1220	第4類	2,000L	灯油	鋼製タンク 2,192L 1本

5. 移動タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	備考
1	中村石油	川根本町下長尾321-4	第4類	3,600L	
2	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	2,000L	
3	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	1,000L	
4	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	3,000L	
5	水口石油	川根本町下長尾218-5	第4類	3,000L	
6	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	3,000L	
7	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	2,000L	
8	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
9	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
10	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
11	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
12	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
13	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	

6. 給油取扱所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	有限会社 河畑工業	川根本町下長尾451	第4類	9,600L	軽油	
2	中村石油	川根本町下長尾319-1	第4類	28,500L	ガソリン・軽油・灯油	
3	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	35,000L	ガソリン・軽油・灯油	
4	水口石油	川根本町下長尾319-3	第4類	29,800L	ガソリン・軽油・灯油	
5	有限会社 みなみ	川根本町徳山1392	第4類	39,500L	ガソリン・軽油・灯油	
6	森下商会	川根本町徳山855-1	第4類	27,000L	ガソリン・軽油・灯油	
7	八木石油	川根本町上長尾99	第4類	48,200L	ガソリン・軽油・灯油	
8	大井川鐵道(株)南アルプスアプトセンター	川根本町千頭1219-1	第4類	20,000L	軽油	
9	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	31,200L	ガソリン・軽油・灯油	
10	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川699-2	第4類	32,000L	ガソリン・軽油・灯油	

参考資料13 緊急物資集積場所

No.	施設名	所在地	使用スペース
1	健康増進施設	川根本町上長尾627	体育館
2	文化会館	川根本町東藤川909-1	大ホール